

0 6 3

米国農務省  
2002 - 2007 年度  
戦 略 計 画

USDA  
Strategic Plan for  
FY2002 - 2007

平成 15 年 3 月

(財) 農林水産奨励会  
農林水産政策情報センター

## 米国農務省戦略計画の翻訳に当たって

米国農務省の 2002－2007 年度の「戦略計画」が策定され、本年 2 月に公表された。

米国では、2001 年 1 月に政権交代があり、農業政策について共和党と民主党では基本的な考え方の相違（例えば、小農場の位置付け）があることから、前政権によって策定された「2000－2005 年度の戦略計画」の取扱が注目されたが、全面的な改訂ということになった。

ブッシュ政権では、2001 年 9 月に「食品農業政策：新世紀のための考察」を公刊し、政権の農業政策の基本方向を明らかにしている。この中で述べられている 49 の原則（実質は 46 の原則）を基にして、具体的に米国農務省の政策の目的、達成しようとする目標を明らかにしている。

農務省長官は、冒頭のメッセージで「この戦略計画は、農務省の予算の優先事項に組み込まれるべき重要な政策や行政運営の達成目標を明らかにし、一連の年次業績計画を通じて、アカウントビリティを与えるものである。」と戦略計画の目的を語っている。また、本文の中では、「本戦略計画がプログラムの目的や達成目標に焦点を当てている一方で、我々は、人的資源、情報技術と電子政府、財務管理、予算と業績の統合を向上するための戦略を詳細に記述した個別の行政運営計画を有している。さらに、本戦略計画を支えるものとして、農務省のミッション分野ごとに、各行政機関ごとに、より詳細な計画が策定されている。」とし、戦略計画の他に政策・部局ごとに個別計画を持っていると述べている。

このように、米国農務省の戦略計画は、政策展開の基本となるものであるが、政策評価の面からは、この戦略計画で明らかにされた達成目標がどの程度達成されたかを明らかにするための基本となる文書でもある。

米国の農業政策や政策評価に関心を持つ方々に参考資料として活用していただければ幸いである。

平成 15 年 3 月

農林水産政策情報センター

この戦略計画のコピーは、<http://www.usda.gov.ocfo/pm/sp2002.hym> からダウンロードすることができます。

印刷されたコピーをご入用の場合は、E メールに送付先を記入し、[pm@cfo.usda.gov](mailto:pm@cfo.usda.gov) までお送り下さい。

コメントやお問い合わせはEメールで、[pm@cfo.usda.gov](mailto:pm@cfo.usda.gov) までお送り下さい。

米国農務省は、そのすべてのプログラムや活動において、人種、肌の色、国籍、性別、宗教、年齢、障害の有無、政治的信条、性的嗜好、既婚・未婚の別や家族状況に基づくいかなる差別も禁じています（しかし、これらの禁止は必ずしもすべてのプログラムに当てはまるものではありません）。障害を持つ方でプログラムに関する情報を得るために別のコミュニケーション手段（点字、拡大文字、音声テープ）が必要な方は、農務省のターゲット・センターへ、(202)720-2600（音声 TDD〔聾啞者用通信機器〕）まで、ご連絡下さい。農務省は雇用機会均等を遵守する雇用主です。

# 目 次

米国農務省戦略計画の翻訳に当たって

|                                                                            |    |
|----------------------------------------------------------------------------|----|
| 農務省長官からのメッセージ .....                                                        | 1  |
| ミッション、ビジョンバリューの声明 .....                                                    | 2  |
| 戦略計画の枠組み .....                                                             | 3  |
| 戦略目的 1： 農業生産者のために農産物の経済機会を強化する .....                                       | 5  |
| 達成目標 1.1： 国際的なマーケティング機会を拡大する .....                                         | 5  |
| 達成目標 1.2： 国際的な経済成長と貿易能力の構築を支援する .....                                      | 6  |
| 達成目標 1.3： 農産物や農業活動のための新規代替市場を拡大する .....                                    | 8  |
| 達成目標 1.4： 農業者や牧場主にリスクマネジメントと財務ツールを提供する .....                               | 10 |
| 戦略目的 2： 農村部の経済機会の拡大と生活の質の向上を支援する .....                                     | 14 |
| 達成目標 2.1： 農務省ビジネス融資制度を通じて、経済機会を拡大する .....                                  | 14 |
| 達成目標 2.2： 上質な住宅、近代的設備、コミュニティに必要不可欠な<br>施設に対する農務省の融資制度を通じて、生活の質的向上を図る ..... | 16 |
| 戦略目的 3： 米国の農業と食品供給の保護と安全を強化する .....                                        | 19 |
| 達成目標 3.1： 米国の食肉、鶏肉、卵製品に関連した食品起因性疾病の<br>発生を減少させる .....                      | 19 |
| 達成目標 3.2： 農業病虫害の発生件数および被害度を減少させる .....                                     | 22 |
| 戦略目的 4： 国民の栄養状態および健康状態を向上させる .....                                         | 25 |
| 達成目的 4.1： 高栄養価の食品を入手しやすくする .....                                           | 25 |
| 達成目標 4.2： より健康的な食習慣や生活様式を推進する .....                                        | 27 |
| 達成目標 4.3： 食品プログラムの管理と顧客サービスを向上させる .....                                    | 28 |
| 戦略目的 5： 国の天然資源基盤や環境を保護し、改善する .....                                         | 31 |
| 達成目標 5.1： 公有地の管理を向上するため、大統領健康森林<br>イニシアティブやその他の活動を推進する .....               | 31 |
| 達成目標 5.2： 私有地の管理を向上させる .....                                               | 34 |

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 行政運営イニシアティブの概観 .....          | 3 7 |
| 人的資源の管理を向上させる .....           | 3 7 |
| 財務管理を向上させる .....              | 3 8 |
| 電子政府を拡大する .....               | 3 9 |
| 予算と業績の統合を確立する .....           | 3 9 |
| 添付資料 A： プログラム評価 .....         | 4 1 |
| 添付資料 B： クロスカッティング・プログラム ..... | 4 7 |
| 添付資料 C： 戦略的コンサルテーション .....    | 4 8 |

## 農務省長官からのメッセージ

わが国の食品農業システムは、米国経済を形成している様々な力の影響を同じように受けている。つまり、市場のグローバル化、技術の進歩、新しいデリバリー・システム、そして近代科学である。これらの要因を中心とする様々な力によって、農業食品部門は、高品質で栄養価が高く、簡便な食品や農産物を求める、常に変化し続ける消費者の要求に対応することを求められる、非常に競争の激しい市場で事業を営まなければならない。

2001 年 9 月 11 日の悲劇的な出来事以来、国土の安全保障は農務省にとって、さらに一層重要な優先事項となった。農務省はその管轄下にあるプログラムが消費者だけでなく、農業食品部門を、食品供給に影響を及ぼす恐れのある意図されざる脅威のみならず、意図的な行為からも保護するよう努力している。

農務省の戦略計画は、連邦政府の行政機関の中でも最も多様で複雑な機関の 1 つであるわが省が、前途に待ち受けている課題または機会に対し、効果的に計画し、対処することを支援するための重要なツールである。この戦略計画の土台となるのは、ブッシュ政権の政府文書の「食品農業政策：新世紀のための考察」(Food and Agricultural Policy: Taking Stock for the New Century) である。この刊行物は、食品システムの変化について包括的な考察を行うとともに、過去の業績に積み重ね、今後の継続的な成功を確実なものとするために必要とされる長期的な政策展望を述べている。

この戦略計画は、農務省の予算の優先事項に組み込まれるべき重要な政策や行政運営の達成目標を明らかにし、一連の年次業績計画を通じて、アカウンタビリティを与えるものである。この戦略計画の核心をなすのは、その限られた資源の制約の中で、多面的なプログラムを最高の形で実現しようと努力する農務省の効果的な行政運営である。

農務省は、戦略計画の策定や、この最新の戦略計画に提示されている目的戦略の推進に全力を尽くす方針である。この枠組みの中で、我々は新しい機会や変化に対し、柔軟で、かつ、オープンであり続けることによって、不断の改善を図る方針である。この意味で本戦略計画は、農業食品部門のみならず、農務省が責務を負う多くのミッション分野で生じる変化に対応して進化していく、ダイナミックな指針である。

農務省長官 アン M. ヴェノマン

## ミッションの声明

農務省は、健全な公共政策や利用可能な最高の科学、効率の良い行政運営に基づいて、食品、農業、天然資源、その他これらに関連する諸問題に対して指導的な役割を果たす。

## ビジョンの声明

急速に発展する食品農業システムを指導するために必要とされる統合されたプログラムを効率良く実現することのできるダイナミックな組織として認知されること。

## バリュー

本戦略計画の目的を達成するため、農務省はブッシュ大統領が述べたキー・バリュー（右のテキストボックスを参照）を遵守する。農務省職員は、食品、農業、資源、その他の関連する諸問題における課題に取り組むに当たり、次の諸原則を指針とすることを求められる。

- ・ 強い倫理観
- ・ サービス
- ・ チームワーク
- ・ 包括的な意思決定
- ・ 財務責任

2001年11月19日、ジョージW.ブッシュ大統領は、連邦政府の職員に対して、ブッシュ政権のバリューとして、以下のことを示した。具体的には、

- ・ 「まず、我々はいつでも最高レベルの倫理基準を維持しなければならない。“何が合法であるか”と問うことに加え、我々は“何が正しいか”を問わねばならない。
- ・ 我々は、難問を回避するのではなく、それらを直視しなければならない。我々は国民の長期的な利益に仕えるために存在するのであって、短期的な手っ取り早い解決策を適用するためだけに存在するのではない。
- ・ 我々は、政治任命職員もプロパーの職員も、同じチームの一員であることを忘れてはならない。アメリカ国民は両者を区別しないし、私もしない。アメリカ国民も私も、政府全体に対して高い期待を抱いている。このような期待に応えるため、我々は協力して任務に当たる必要がある。」

農務省の戦略目的や行政運営イニシアティブを達成するため、本戦略計画では、行政機関間のチームワークが問われるような成果を重視している。この計画の一環として、我々は公共政策を推進する上で必要とされる短期・長期両面でのリーダーシップの向上を図るつもりである。我々が取らねばならない行動は、機会均等と公民権に対する我々の責任と合致したものとなる。農務省は、国民の監視に対して、包括的でオープンな方法で行動する方針である。

## 戦略計画の枠組み

この戦略計画に含まれる 5 つの戦略目的は、農務省の主要なプログラムに関する政策達成目標を説明するものである。健全な行政運営は、これらの目的を達成するために不可欠な本質的部分である。本戦略計画がプログラムの目的や達成目標に焦点を当てている一方で、我々は、人的資源、情報技術と電子政府、財務管理、予算と業績の統合を向上するための戦略を詳細に記述した個別の行政運営計画を有している。さらに、本戦略計画を支えるものとして、農務省のミッション分野ごとに、各行政機関ごとに、より詳細な計画が策定されている。

我々の目的や達成目標を達成する上では、進捗状況を追跡調査するために、一連の業績指標が使用される。それぞれの業績指標によって、基準値の情報と長期的な業績目標値が指定される。行動戦略によって、戦略目的を達成するために必要な活動が詳細に説明される。最後に、外部要因に関する調査によって、農務省が設定した目的に対して考え得る課題が浮き彫りにされる。

農務省の 5 つの戦略目的は、農務省の広範な責務分野全体にわたって、第一級のサービス、最先端の科学、首尾一貫した優れた行政運営を提供するという、我々の任務を反映したものである。米国の農業食品部門の発展には常に変化がつきものではあったが、21 世紀に入って、消費者の好みやグローバル市場の持つ影響力がますます重要となってきた。このことを反映して、これらの戦略目的には、農務省の責務範囲にある無数のプログラムやサービスを対象とした 13 の達成目標が含まれている。

これらの達成目標を通じて、農務省は以下ことに向けて努力する。

- ・ 農産物市場を拡大し、国際的な経済発展を支援する。
- ・ 農産物や農業活動のための新規代替市場の開発をさらに一層進める。
- ・ 農村部における雇用機会の拡大や、住宅、公益事業、インフラストラクチャーの改善を支援するために必要な財政援助を提供する。
- ・ 農場から食卓に至るまで、食品起因性のハザード（危害）の流行を抑止するための対策を取り、食品の安全性を強化する。
- ・ 食料援助や栄養教育、栄養促進策を提供することによって、栄養状態や健康状態を改善する。
- ・ 地方自治体や民間セクターと協力して、米国の公有地、私有地を管理し、保護する。

農務省の達成目標全体を通じて、研究（これが近代農業の基礎となった）が鍵となる。商業的に実現可能な再生可能資源（例えば、バイオ・エネルギー）、食品を原料とする健康製品（例えば、栄養補給食品や機能性食品）、工業製品（例えば、粘着剤、潤滑剤、絶縁体、繊維、染料、その他のバイオ製品）の開発は、新しい農産物の需要を創出し、外国の非再生資源に対する米国の依存度を減少させる上で役に立つ。科学の進歩は、空間イメージ技術と相俟って、自然に発生する、あるいは、人間が原因となって発生する食品の安全性に対する脅威を、それらが重大な損害を与えるようになる前に、早期発見し、緩和することを可能にした。遺伝学や分子生物学には、動植物の疾病、侵入性を持つ種、収穫後の損失、食品に関連した人間の健康問題、といった繰り返し発生してきた問題を軽減するという期待が持たれている。最後に、教育は、科学や農業に関する知識を構築し、多様な人々の中から最も優れた、最も聡明な人々を見出し、維持し、卒業させることにより、将来的な研究の価値を確実なものとする。

## 戦略目的 1： 農業生産者のために農産物の経済機会を強化する

農産物市場の拡大は、米国の食品農業部門の長期的な経済的健全性と繁栄のために、決定的に重要である。米国の農業者は、天然資源、最先端技術、彼らを支援するインフラストラクチャーという財産を持っており、これらが国内需要を超える生産能力をもたらしている。この生産能力は、グローバル市場の拡大や、工業製品市場製薬市場における新しい農業の利用法の開発に用いることができる。

### 達成目標 1.1： 国際的なマーケティング機会を拡大する

外国市場における機会を拡大するために最も効果的な手段は、市場参入を増加し、貿易障壁を減少する新しい貿易協定を通じて行うものである。これを実現するため、農務省は米国通商代表部と共同で、新しい貿易協定を追求するとともに、既存の貿易協定に盛り込まれている条項の実施を進める方針である。わが国の生産者が外国市場への参入を拡大するためには、関税を引き下げ、歪みをもたらしている補助金を排除するような積極的な貿易政策が必要である。他の諸外国も積極的に貿易協定を追求しており、その多くは米国が輸送面やその他の面で優位性を有しているはずの西半球におけるものである。我々の側で粘り強い努力をしなければ、わが国の生産者は他国の特惠貿易協定によって、市場機会を否定されることになるだろう。

農務省は、既存の市場を維持するために積極的に行動する一方で、そのプログラム、サービス、教育、情報に関する焦点を高度経済成長地域に向けて絞り込む計画である。これらのプログラムを管理する中で、農務省は、貿易改革とその結果としてもたらされるグローバル市場の拡大から得られる利益を現実のものとするため、生産者、業界団体、輸出業者らと共同歩調を取る。食料需要の高成長地域とは、人口と所得の両方が比較的急速に増加している中位の所得レベルにある開発途上国である。伝統的な商品の輸出量が引き続き増加する一方で、消費者志向の高価値輸出品（食肉、鶏肉、果物・野菜、加工食品類）は、それをさらに上回る速度で成長し、総売上高の3分の2を占めるようになるだろう。

### 業績指標

多国間、地域間、二国間の貿易協定の交渉や実施、その他の市場参入活動によって、米国の農業輸出の拡大を支援する。

基準値：2002 年 — 現在進行中である先進国と開発途上国を合わせた 144 か国との世界貿易

機構(WTO)を舞台とした交渉。現在進行中である西半球の民主主義国家 34 か国との米州自由貿易圏(FTAA)交渉。現在進行中または提案中であるオーストラリア, チリ, シンガポール, モロッコ, 中央アメリカ, 南アフリカ関税同盟との二国間地域間交渉。

目標値：2005 年 — 米国農業に対して大幅に改善された競争環境をもたらす WTO 交渉の終結。西半球諸国間にこれまでより自由な財貨・サービスの貿易を育む FTAA 交渉の終結。経済状況の改善や、米国の食品や農産物に対して、これらの市場への参入拡大と経済状況の改善を可能にする二国間地域間交渉の終結。

### 行動戦略

農務省は、引き続きグローバル市場への米国の食品輸出と農業輸出の増大を図るため、積極的に行動する。我々はまた、米国産の農産物のための国内市場の拡大を支援し、生産者が市場選択を行えるようにするため、タイムリーで正確な市場情報や教育を提供する。将来の活動には以下のことが含まれる。

- ・ 米国通商代表部と協力して、WTO ドーハ開発アジェンダ、地域間貿易協定、選択的な二国間協定に基づき、包括的な農業自由化パッケージの交渉を進める。
- ・ プログラム、技術、貿易能力の構築、研究、教育（新しい貿易教育イニシアチブを通じて）を連携した貿易発展促進支援のためのグローバル戦略と、新しい成長機会を追求しながらも既存の市場を維持するためのマーケティング戦略を実施する。
- ・ 貿易協定、政治経済の構造変化、技術開発が米国農業の比較的・競争的優位性に対して及ぼす影響や効果を全面的に理解し、明らかにするための研究を行う。
- ・ 米国産の輸出品に課せられた衛生上植物防疫上の規制やその他の貿易上の技術的障壁を減らすための取組みを拡大する。これは、現存の貿易協定の積極的な実施や、動植物の衛生に対する脅威を緩和し得るような技術を開発するための研究を通じて行われる。
- ・ 最新のバイオテクノロジーを通じて開発された製品のテストや表示を要求する法律や規制の施行が持つ実質的な影響に関する情報交換を強化する。
- ・ 農業経営における意思決定を支援するため、農業に関するタイムリーで正確な統計、情報、経済学的研究、教育を提供する。

### 達成目標 1.2： 国際的な経済成長と貿易能力の構築を支援する

米国は、幅広い活動やイニシアチブを実施しており、これには世界中の開発途上国において経済成長や貿易能力の構築を促進する海外食料援助も含まれる。多くの開発途上国や移行国の経済は、主として農業を基礎とすることから、経済成長のためには農業を基本とした開発や貿易が

極めて重要である。農務省は、米国国際開発庁(USAID)、米国食品医薬品局(FDA)、開発途上国移行国に対して技術研究や開発援助を提供しているその他の連邦政府機関と協力して、さまざまな異なる分野において、それらの国々が比較的優位性を持つ農産物を生産し、貿易する能力を改善・拡大することができるよう支援している。

## 業績指標

開発途上国や移行国における国際的な経済開発と貿易能力の構築を支援する活動・プロジェクトの完了数を増やす。

基準値：2002 年 — 1,005 件の活動・プロジェクトが完了した。

目標値：2007 年 — 1,100 件の活動・プロジェクトを完了させる。

開発途上国や移行国が食品農産物の差し迫った輸入ニーズを満たすことができるよう支援するとともに、これらの国々が商業的に自国の輸入ニーズを満たすことのできる能力を増大させ得るような経済成長と開発を促進する所期の海外食料援助を提供する。

基準値：2001 年 — 農務省所管の食料援助プログラムによって、これらの国々の食料輸入ニーズが満たされた割合は 1.1 パーセントであった。

目標値：2007 年 — 商業ベースの輸入に対する依存度の増加に伴い、農務省所管の食料援助プログラムによって、これらの国々の食料輸入ニーズが満たされる割合を 0.8 パーセントに減少させる。

## 行動戦略

- ・ 開発途上国や移行国において、農業開発や経済成長を促進するために必要とされる農業投資や政治改革を支援する所期の海外食料援助を提供する。
- ・ 開発途上国や移行国と協力して、より自由な貿易を達成し、特に所得の増加や食料供給の一層の安定といった利益が公平に実現されるよう努める。
- ・ 開発途上国や移行国に対し、彼らが自国の農産物を国際市場で販売することができるようにするため、自国の衛生基準を主要な輸入市場の基準と同等のレベルまで引き上げることができるよう、技術的支援を提供する。
- ・ 開発途上国や移行国に対し、彼らが農業部門の業績をモニターし、農業政策を策定し、農業プログラムを実施するために必要となる各種の統計を収集し、分析し、報告するための信頼性の高い方法やシステムを開発することができるように技術的支援を提供する。

- ・ 開発途上国や移行国が国内消費や国際市場に向けた生産を増加するために、農業者や業者に対し、経済的・技術的支援を直接提供することのできる機関を設立するに当たり、これを支援する。
- ・ 世界の農業の生産性や栄養面への影響を拡大するため、重要な農業知識を世界中の生産者と共有するための研究プログラムや研修訓練プログラムを強化する。
- ・ 農務省の「米国食品の安全に関するアクション・プラン」で提示された拡大目的に基づいて、健全な科学技術（特に、農業バイオテクノロジー）を通じて、貿易能力や経済能力を構築することに関連した研究、研修訓練、技術的支援活動を継続する。将来的な活動には、次のことが含まれる。

観察、研究、政策分析、評価を行うことにより、農業バイオテクノロジー製品に関する規制問題や貿易問題に対処するための我々の能力を強化すること。

### 達成目標 1.3： 農産物や農業活動のための新規代替市場を拡大する

技術的な進歩が農産物の市場を新しい方向に押し進める動きを加速している。バイオ技術をベースとした技術が、米国の農業者に対し、エネルギー市場、工業製品市場、製薬市場における新しい機会を約束している。例えば農業は、クリーンな燃料や工業用エタノール、さまざまな特殊ケミカル製品、大豆を原料としたインクやディーゼル燃料、工業用接着剤、バイオポリマー、フィルムなどの供給源となっている。これらはすべて、石油やその他の鉱物原料ではなく、植物に由来する。さらに、農業原料から作られた製品の新しい市場の出現に加えて、環境問題を軽減するさまざまな環境活動や環境製品の新しい市場も出現している。その一例が炭素隔離活動やその他の農業・牧場活動による温室効果ガス排出の相殺である。農務省にとって重要な優先事項は、新規市場や新製品の開発を支援するための研究であり、これには「2002年農業保障・農村振興法」（the Farm Security and Rural Investment Act of 2002, 以下「2002年農業法」という。）の第9条の実施が含まれる。これは、農業法における初めてのエネルギー関連条項である。

### 業績指標

連邦政府によるバイオ・ベース製品の調達プログラムを通じて、大統領のエネルギー政策を推進する。

基準値：2002年 — バイオ・ベース製品を購入、または認識している連邦政府機関は少数である。

目標値：2004 年 — 2002 年農業法第 9 条に合わせて策定された農務省のガイドラインは、すべての連邦政府機関がバイオ・ベース製品を優先的に調達するよう指導している。5 つ以上のカテゴリーにわたって少なくとも 50 以上の製品がその認定を受け、連邦政府機関による調達のための「指定バイオ・ベース製品リスト」に含まれている。なお、適格な製造業者や販売業者に対し、「農務省認定バイオ・ベース製品」のラベルの使用を許可するに当たっては、基準が設けられる。

基準値：2002 年 — バイオ・ベース製品の取得に関する管理手順を定めている連邦政府機関は少数である。

目標値：2004 年 — 農務省所管の行政機関によるバイオ・ベース・製品の調達に関して、農務省はモデル教育プログラムや調達ガイドラインを策定し、実施している。このモデルに基づき、農務省は連邦政府調達政策局(OFPP)と協力して、他の連邦政府部局や行政機関がバイオ・ベース製品の調達プログラムを開発することができるよう、アウトリーチ<sup>1</sup>の取組みを支援する。

基準値：2002 年 — 自家利用や販売を目的として、農場でエネルギーを生産している農家は少数である。

目標値：2004 年 — デモンストレーション・プロジェクトとして使用することのできる、少なくとも 50 の農家が、農務省の技術的・財政的援助プログラムの支援を受けて、エネルギーを生産するため、例えばメタン・ダイジェスターのような自家処理施設を有する。

基準値：2002 年 — バイオマスから作られるバイオ製品は、農場の生産物のごく僅かな割合を占めるに過ぎず、商業化に当たっては、広範にわたる技術的障壁に直面している。

目標値：2004 年 — 農務省は、エネルギー省と協力して、バイオマスから作られるさまざまなバイオ製品の商業化を加速するため、共同開発による競争的補助金の研究プログラムを用意する。

---

<sup>1</sup> アウトリーチ：福祉サービス・援助などを通常行われている限度を越えて差し伸べようとする  
こと、そうした活動の範囲（訳注）

基準値：2002 年 — 例えば、温室効果ガスの排出者から炭素隔離活動に対する報酬を受け取るなど、経済活動として炭素隔離を行っている農場は実質的に存在していない。

目標値：2004 年 — 農務省は、エネルギー省と共同で、なんらかの方法による炭素隔離によって温室効果ガスの排出を相殺する者に対して、会計ルールやガイドラインを提供する。これによって、農業分野における温室効果ガス相殺活動の市場を確立するために必要な、検証可能かつ数値化可能なベースを提供する。

## 行動戦略

農務省は、健全な科学と技術を通じて経済能力や貿易の構築に関連した研究、教育、技術支援活動が続ける。特に、技術は、エネルギー安全保障を向上し、持続可能な農業・森林慣行を促進し、農家の所得や農村の経済活動を活性化するような農産物や農業活動の新しいプロセスや新しい利用法を商業化するために役立つ。将来の活動には、以下ことが挙げられる。

- ・ 既存の研究、教育、マーケティングに関するプログラムを、農産物やバイオ製品の新しく、革新的で代替的な利用法を促進することに集中させる。
- ・ 生産者、加工業者、流通業者が変化する消費者のニーズ、味覚、嗜好、リスク、さらには農業市場の構造変化に対応することができるよう、研究、教育、普及の活動の拡大を図る。
- ・ バイオ・ベース製品を認定し、優先調達リストに含めるためのテストを行う。また、バイオ・ベース製品の調達に関して、連邦政府機関を指導するためのガイドラインを策定する。
- ・ バイオ・ベース製品に関する自主的な表示プログラムを確立し、バイオ・ベース製品の製造業者や購入者に対し、連邦政府の調達プログラムに対する彼らの認識を向上させる。
- ・ 融資や助成金プログラムを活用して、米国の農場、牧場、森林におけるエネルギー生産の増大を図るとともに、米国の電力組合による再生可能資源からの電力生産を増大させる。
- ・ 保全プログラムを活用して、保全、温室効果ガスの相殺、バイオマスやその他の製品の開発という複合的利益を同時に実現する。これは、再生可能エネルギーのような製品の新しい市場の創出に役立つ。
- ・ 農産物や農業活動の新しい市場の開発に関連したプログラムを調整するため、エネルギー省、環境保護庁、内務省、連邦政府調達政策局などの他の連邦政府機関・部局との協働関係を強化する。

### 達成目標 1.4： 農業者や牧場主にリスクマネジメントと財務ツールを提供する

農業生産者は、その他の分野の事業主と同様、リスクマネジメントのために、作物保険、信用、直接支払い（景気循環対策支払いを含む）、新規代替市場など、さまざまな手段を利用している。

今日、主要作物の作付面積のおよそ4分の3には、少なくとも最低限の保険が掛けられており、さらに多くの種類の作物を対象とする作物保険の提供や、家畜や所得などを対象とする新しいタイプの対象保険の開発によって、作物保険の対象範囲は拡大している。このようなプログラムは、多様化した生産、マーケティング、先物やオプションの利用、その他のこれらに代替する連邦プログラムと相俟って、生産者がそれぞれ独自のリスマネジメント戦略を構築することを可能にしている。農務省の役割は、これらのセーフティネット・プログラムを拡大・改善し、所用の研究や教育を提供して、生産者が自然的リスクや経済的リスクマネジメントを上手く良く行えるよう支援することである。我々はまた、マイノリティや社会的弱者である農業者や牧場主が、すべてのプログラムに全面的に参加する機会を持てるようにすることを方針としている。

## 業績指標

農業生産者が生産リスクや価格リスクを管理するために利用可能な農務省のリスクマネジメント・ツールを拡充する。

基準値：2001年 — およそ360億ドルの潜在的損害に対して作物保険が供与された。

目標値：2007年 — およそ430億ドルの潜在的損害に対して作物保険が供与される。

基準値：2001年 — 作付面積の78%が作物保険の対象となっていた。

目標値：2007年 — 作付面積の80%を作物保険の対象とする。

基準値：2001年 — 作物保険の適用可能な作物は355種類であった。

目標値：2007年 — 作物保険の適用可能な作物を437種類に拡大するとともに、特に家畜、牧草地・放牧地、干し草、特殊な穀物も対象範囲に含まれるよう重点対応する。

融資処理手続きの効率性を高めることによって、顧客サービスを改善する。

基準値：2001年 — 直接融資の手続きに要した期間は平均44日間であった。

目標値：2007年 — 直接融資の手続きに要する期間を平均34日間に短縮する（22%以上の改善）。

基準値：2001年 — 保証付き融資の手続きに要した期間は平均17日間であった。

目標値：2007年 — 保証付き融資の手続きに要する期間を平均14日間に短縮する（17%以上の改善）。

直接融資ポートフォリオの財政の健全性を向上させる。

基準値：2001 年 — 直接融資滞納率は 15.4%であった（1996－2001 年度の平均）。

目標値：2007 年 — 直接融資滞納率を 15%以下に改善する。

基準値：2001 年 — 直接融資のロス率は 4.9%であった（1996－2001 年度の平均）。

目標値：2007 年 — ロス率を 5%以下に抑える。

電子申請システムを通じて、農業プログラムの効率性、統合性、使い易さを向上させる。

基準値：2002 年 — 農産物や融資のプログラムの申請書の 63%は、電子的に入手し、必要事項を記入し、返送することが可能であった。

目標値：2007 年 — 農産物や融資のプログラムの申請書の 85%を、電子的に入手し、必要事項を記入し、返送することを可能にする。

## 行動戦略

生産者を支援するためのプログラムの効果を向上させる。将来の活動には以下ことが挙げられる。

- ・ リスクマネジメント・プログラムを利用できる対象範囲を家畜を含めた他の産物へ拡大する。
- ・ 農場のオーナーシップや経営を支援するため、信用、融資、教育を利用する手段を提供する。
- ・ 2002 年農業法に基づき、農家に対して、タイムリーで正確な支払いを行う。
- ・ ロス率を低く抑えるために引き続き、慎重な保険引受け査定慣行、借入人の監督、各種融資返済手段を利用する。
- ・ マイノリティや社会的弱者の農業者や牧場主のための信用プログラムの利用を増加する目的で行われている最近の活動を本格的に推進する。これには、1) 融資申請に関する不安や質問を有する農業者に対応するための「マイノリティ・社会的弱者農業者支援事務局」の設立と全国通話料無料のヘルプラインの設置、2) マイノリティ農業者の全借入人ファイルを調査するための全国的チームの設置、3) マイノリティ、小規模、初心者、資力の乏しい者やその他の農業者向けの直接運転資金融資に対する財政的支援の増加が含まれる。

- ・ 農務省が所管する融資事業のプロセスとシステムを「大統領電子融資イニシアティブ」 (the President' s eLoans initiative) に統合する。

#### **戦略目的 1 に関する重要な外部要因**

国内外の気候やその他の生育条件，消費者の購買力を含めた国内外のマクロ経済要因，米ドルと競合通貨の強弱，諸外国の政治的变化は，常に国内外の市場に大きな影響を与える可能性がある。

## 戦略目的 2： 農村部の経済機会の拡大と生活の質の向上を支援する

アメリカの農村部は、米国の人口の 5 分の 1 の故郷であり、人々と経済活動の集合体である。現在、農村部の郡（county）では、8 つの内 7 つの割合で、構成比率こそ様々であるが、製造業、サービス業、その他の非農業活動で構成された混合経済が多数派を占めている。農村部住民の大多数は所得を農業に依存しておらず、小規模家族経営農家の多くは、農業所得を補うためにその地域の農業以外の雇用に依存している。

農村部に住む 6,000 万人のうち、生産農業に直接的に従事しているのは 200 万人のみである。その他の多岐にわたる事業としては、農業や林業、鉱業に対する補助的サービス、娯楽、製造業があり、これらが農村部における雇用と所得の大部分を提供している。農務省の役割は、ビジネスや産業界に対する財政的・技術的支援、排水や廃棄物の処理施設をはじめコミュニティに不可欠なその他の施設、最新の通信手段、電力、住宅を提供することによって、農村部住民の経済機会と生活の質を向上することにある。我々の達成目標は、農村部住民が、わが国の繁栄と技術的進歩を共有する同等の機会を持つことができるようにすることである。

農務省は、今後 10 年間にマイノリティによる住宅所有を増やすことや、再生可能エネルギーの生産を奨励するといった大統領イニシアティブを実現するに当たり、指導的役割を担う。我々は、他の連邦政府機関や州政府、地域自治体、あらゆる分野の民間セクターの関係者と協力して、これらの大統領イニシアティブや農村部にとって重要なその他の活動の実現に向けた協調的な取り組みを達成する。

### 達成目標 2.1： 農務省ビジネス融資制度を通じて、経済的機会を拡大する

農務省の中心的なミッションの一つは、農村部のアメリカ国民が、他の地域のアメリカ国民と同等の経済的機会を享受できるようにすることである。信用手段の欠落やその他の面での市場の不完全さは、時には、農村部の家族が成功を収め、農村部の若者が成人後も自らのコミュニティに残ることが可能となる雇用や所得を、農村経済が創出する能力を制限している。農務省は、ビジネスや経済インフラに対する投資を行うことによって、農村部の資本増強ツールとしての役割を果たす。資本増強や 2002 年農業法のエネルギー関連条項の実施を通じて、農務省は農村地域の経済機会を向上するための能力を拡大していく方針である。

インターネットを基盤にした経済の発展は、農村部にまたとない好機をもたらす。それは、農村地域におけるビジネスの振興に対する制約条件であった地理的に遠いという問題や顧客ベースが限られているという問題を取り除く。農務省は農村コミュニティに対し、ブロードバンド・サービスへのアクセスを提供している。これは、農村部のビジネスが発展し続けるグローバル経済に参入するためには極めて重要なものである。

## 業績指標

農務省のビジネス融資制度を通じて、新たに創出されるか、あるいは、維持される雇用数を増大させる。

基準値：2001 年 — 農村地域における農務省ビジネス融資制度の利用によって、年間約 105,000 の雇用が創出または維持された。

目標値：2007 年 — 農村地域において、年間約 125,000 の雇用を創出または維持する。

高速通信サービス（ブロードバンド）を支援するための財政援助の提供を通じて、住民 20,000 人以下の農村部の郡や町が経済成長を享受する能力を大幅に改善する。

基準値：2001 年 — 農村部の 163 の郡に対して高速ブロードバンド・サービスを提供している 16 の事業体を支援した。

目標値：2007 年 — 住民 20,000 人以下の農村部の 800 の郡や町において、住民やビジネスに対してブロードバンド・サービスを展開している 100 の事業体を支援する。

滞納率を最小限に抑えるため、「ビジネス・産業ポートフォリオ」（Business and Industry Portfolio）を効果的に管理する。

基準値：2002 年 — ビジネス・産業ポートフォリオ滞納率は（倒産の事例を除いて）10.29% であった。

目標値：2007 年 — ビジネス・産業ポートフォリオ滞納率を（倒産の事例を除いて）8%に改善する。

## 行動戦略

経済機会を拡大するためのプログラムの効果を改善するため、農務省は以下のことを行う。

- ・ 農村ビジネス投資プログラムや、再生可能エネルギーシステム、エネルギー効率改善プログ

ラムを含む 2002 年農業法の条項を本格的に実施する。また、ブロードバンドに対する支援の拡大についても、本格的に実施する。

- ・ 農村部のマイノリティのビジネス・オーナーによる資本調達を促進するために、金融機関や非伝統的金融業者とのアウトリーチやパートナーシップを増大する。
- ・ 農村地域に追加的な資源を効率良く導入するため、他の連邦政府省庁と正式なパートナーシップを確立する。
- ・ 地元資本によって所有され、経営される農村ビジネスの設立と成長を促進するため、農業やその他の天然資源産業における高付加価値活動に焦点を置く。
- ・ 滞納率を最小限に抑えるため、滞納率の高い州に集中して取り組み、必要に応じて追加的な研修を提供する。
- ・ 連邦政府の政策決定者が、戦略計画策定、政策立案、プログラム評価（program assessment）に利用することのできる農村の社会経済状況に関する包括的で統合された情報基盤を構築する。
- ・ 農村部がグローバル市場で成功するための能力に対し、投資、技術、雇用機会と職業訓練、連邦政策、人口統計学的傾向は、どのような影響を及ぼすかに関する分析を行う。
- ・ 農産物に付加価値を与え、農村コミュニティや農村部の家族の経済的自立性を高める収益力のある代替作物を開発し、農場あるいは農場近辺での加工事業を振興することの有効性を評価するための研究を拡充する。

## 達成目標 2.2： 上質な住宅、近代的設備、コミュニティに必要不可欠な施設に対する農務省の融資制度を通じて、生活の質的向上を図る

もし新しいビジネスが農村部で起業したり、移転してきたりした場合、当該地域の農村コミュニティは、そのビジネスが必要とし、従業員が望むアメニティを備えていなければならない。これには、清潔な水、適切な住宅、信頼できる電力や通信といった基本的なニーズだけではなく、欠くことのできないニーズ、例えば、良質の教育やヘルスケア・デイケアを利用できることなども含まれる。農務省は、農村部の住民やコミュニティが自分たちの生活基準を向上しようとする場合に不可欠である信用や技術的支援の重要な提供源となる。

いずれのコミュニティにとっても、その福祉に必要不可欠なことは、当該コミュニティの構成員全員に対する十分な住宅があることである。都市部と地方とを問わずどの地域においても、低所得者階級の家が一定水準の安全な住宅を入手できるようにすることは重大な関心事である。農務省は、いかなる金融業者からも信用供与を得ることができない農村部の中・低所得家庭が住

宅を所有できるよう支援するため、融資を行っている。住宅所有は家庭に安定をもたらし、家庭内に資産が蓄積されることから、財政状態を強化する機会をもたらす。大統領は、アメリカ国民が全員、住宅所有の機会を共有できるようにしたいと念願していることを表明しており、マイノリティによる住宅所有を全国規模で増やすための大規模なイニシアティブを打ち立てている。農務省は、大統領のこの目的を支援するため、第一級のアクション・プランを実施する方針である。

## 業績指標

自己の住宅を購入するために財政援助を受ける農村部世帯の数を 20%以上増加させる。

基準値：2001 年 — 44,000 世帯が財政援助を受けた。

目標値：2007 年 — 54,000 世帯が財政援助を受ける。

2010 年までにマイノリティの住宅所有者数を 550 万人増加させるという大統領イニシアティブを支援する。

基準値：2001 年 — 農村地域の 6,300 のマイノリティ世帯が手ごろな価格の住宅取得のための財政援助を受けた。

目標値：2007 年 — 農村地域の 8,800 のマイノリティ世帯が手ごろな価格の住宅取得のための財政援助を受ける。

新しい、もしくは改善されたコミュニティに必要な不可欠な施設を利用することができる農村部住民の数を 17%以上増加させる。

基準値：2002 年 — この年度の財政的支援の結果として、680 万人の農村部住民が、新しい、もしくは改善されたコミュニティ施設を利用することができるようになる。

目標値：2007 年 — この年度の財政的支援の結果として、800 万人の農村部住民が、新しい、もしくは改善されたコミュニティ施設を利用することができるようになる。

農村中央水道施設の新規建設や既存施設の拡張に対する財政的支援を通じて、清潔な飲料水を利用できるようになる農村部住民の数を増加させる。

基準値：2002 年 — 196 万人の住民利用者が財政的支援を受けた水道施設の恩恵を受けた。

目標値：2007 年 — 216 万人の住民利用者が財政的支援を受けた水道施設の恩恵を受ける。

## 行動戦略

- ・ 第一級のアクション・プランを推進することにより、大統領マイノリティ住宅所有イニシアティブを支援する。
  - － マイノリティの住宅所有を妨げている障壁を減らすため、手数料を引き下げる。
  - － 2010 年までに、自立的参加者の数を 2 倍にする。
  - － アウトリーチを通じて、マイノリティ金融業者の参入を増加させる。
  - － 信用手段に関するカウンセリングや住宅所有教育を促進する。
  - － マイノリティによる住宅所有の 10%増を確保するため、融資活動をモニターする。
- ・ 水や環境に関わる施設、その他コミュニティに不可欠な施設について、農村コミュニティのあらゆる潜在的信用供与者と関係を確立することによって、外部資金のレバレッジ〔leveraging, 訳注：外部資金導入比率〕を増加させる。
- ・ 福祉改革、低賃金産業における国際競争の激化、高まる高度熟練労働者に対する需要、高齢化社会、主要都市近郊コミュニティの急速な発展といった農村コミュニティの将来に影響を及ぼす幅広い分野にわたる要因に適応していく中で、農村コミュニティが直面する社会的・経済的課題を明らかにするための研究を行う。
- ・ 特に、急速な人口の増加や長期的な人口の減少が顕著な地域について、農村コミュニティを維持するためのインフラストラクチャー、住宅、ビジネス支援に対する投資がどのような役割や有効性を持つかについて理解を深めるため、研究を行う。

## 戦略目的 2 に関する重要な外部要因

これらの目的の達成は、これらのプログラムに対して議会が承認する資金のレベルに左右されることになる。配分される予算の枠内で実施することのできる融資額は、助成金交付率に影響を与えるさまざまな要因、例えば、金利やプログラム損失などによって左右される。農務省は、民間の金融業者と共同でプロジェクトに対する融資を行うことによって、その限られた予算を最大限活用することができる。しかし、これは民間金融業者が共同融資への参加に意欲的であり、借り手が共同融資に通常要求されるより高額のコストを支払うことができる場合に限られる。農務省は、農村コミュニティへ手を差し伸べることはできるが、彼らに財政援助を申請するよう要求することはできない。融資を申請する者はすべて、融資をめぐる他の申請者と競争しなければならない。また、金利の大幅な変動や失業も、多くの農村部住民、農村部コミュニティや農村企業が融資資格を満たす能力に重大な影響を及ぼす。農務省以外の金融業者が供与可能な貸付金額も、農務省による支援に対する需要に影響を与える。それはまた、農務省以外の金融業者が農村地域でサービスを提供することにどれほど積極的であるかに加え、全体的な経済状況によっても変わってくる。

### 戦略目的 3： 米国の農業と食品供給の保護と安全を強化する

農務省には、米国の食品や繊維の供給チェーンの安全性や農業生産システムの安全性を確保することを支援するという独特で極めて重大な責務がある。農務省は、民間セクター、他の連邦政府機関、州政府と協力して、現行のシステムの評価を継続し、農場や牧場に対する脅威への対策を確立する。実効性のある米国農業バイオ安全保障プログラムを策定するには、有害病原体の蔓延を防止し、コントロールするために必要な早期探知、迅速かつ正確なアセスメント、即時対応の手法を確立するための研究プログラムが不可欠である。また、農務省の設備や業務そのものも同様に、外部的・内部的な脅威から安全でなければならない。

#### 達成目標 3.1： 米国の食肉、鶏肉、卵製品に関連した食品起因性疾患の発生を減少させる。

農務省は、他のすべての公共保健機関の模範となるべく努力しており、農場から食卓に至るまで、食品起因性のハザード（危害）の流行をさらに減少させることによって、公衆衛生を改善していく方針である。新たな病原体が出現していることや、食品起因性のハザードがダイナミックな性質を有していることを考えると、食品供給に対する消費者の信頼を維持するためには、食品の安全に関わるシステムが継続的に評価され、更新されなければならないことを意味している。公衆衛生問題の評価や、それらに対処するための関連政策の評価は、健全な科学原理に基づいてなされる。我々は、効果的な行政運営と規制措置の実施を通じて、アメリカ国民に対し、食肉、鶏肉、卵製品の安全を保障する。これを行うに当たり、我々は、研究、公衆衛生規制、教育を統合する協同的アプローチを通じて策定された国内国際的な規制戦略を強化する。我々はまた、食品の安全のあらゆる側面を扱う規制措置や教育プログラムに関して、他の連邦政府省庁や州政府、諸外国の協力機関との連携を拡大していく方針である。

#### 業績指標

食肉、鶏肉、卵製品について、リスクに基づく最新の安全検査を実施することによって、米国の公衆衛生を向上させる。

基準値：2002 年 — 加工施設における連邦食品安全検査の財源を割り当てる際、ハザード別ワーク・アサイメント・システム(hazard-based work allocation system)は使用されなかった。

目標値：2007 年 — すべての加工施設における連邦食品安全検査の財源を割り当てる際、ハザード別ワーク・アサイメント・システムが使用される（100%）。

生の食肉や鶏肉製品のサルモネラ菌による汚染を減少させる。

基準値：2002 年 — ブロイラー鶏肉のサルモネラ菌による汚染は 11.6%であった。

目標値：2007 年 — ブロイラー鶏肉のサルモネラ菌による汚染を 10.4%に減少させる。

基準値：2002 年 — 市場豚肉のサルモネラ菌による汚染は 4.3%であった。

目標値：2007 年 — 市場豚肉のサルモネラ菌による汚染を 3.9%に減少させる。

基準値：2002 年 — 牛挽肉のサルモネラ菌による汚染は 2.8%であった。

目標値：2007 年 — 牛挽肉のサルモネラ菌による汚染を 2.5%に減少させる。

加工済み食肉や鶏肉製品のリステリア・モノサイトゲネスによる汚染を減少させる。

基準値：2002 年 — サンプルテストでリステリア・モノサイトゲネスが陽性となった割合は 1.02%であった。

目標値：2007 年 — サンプルテストでリステリア・モノサイトゲネスが陽性となる割合を 0.91%に減少させる。

最も危険で経済的観点から重要な食品起因性の病原性バクテリアやウイルスを迅速かつ正確に探知し、特定し、分離することのできるシステムを開発し、農務省の機関や民間セクターに移転する。

基準値：2002 年 — このようなシステムの開発に利用される数種類の病原体の DNA ゲノム配列の完全解読において、さまざまな段階の解析を達成した。

目標値：2007 年 — カンピロバクター、クロストリジウム、大腸菌 0-157:H7, A 型肝炎、リステリア菌、ノーウォーク・ウイルス、サルモネラ菌などの細菌株を含む食品起因性の病原性バクテリアや病原体を探知する新しいシステムを開発する。

## 行動戦略

農務省は、食品および農業システムの統合性を保護するインフラストラクチャーへの投資を引き続き拡大していかなければならない。我々の科学活動や規制措置が、新たに出現し続ける病原体や動物食品に起因するその他のハザードが突きつける課題に十分対応できるようにするため、

我々は十分な人材と最新の機器を備えた研究室が必要である。将来の活動には以下ことが挙げられる。

- ・ HACCP に関する産業界による科学的検証と現行の検査の継続を求めていく。
- ・ 農務省と産業界の資源を活用して、ある種のそのまま食べられる食品の製造施設に対し、リステリア・モノサイトゲネスを探知するためのリスク種別製品テストの適用範囲を拡大するとともに、環境サンプリング・プログラムを立ち上げる。
- ・ 諸外国の検査システムや州の検査プログラムを評価し、監査するための手順を強化する。
- ・ 高い科学技術と公衆衛生分野の専門知識を持つ検査要員を採用し、訓練し、配備する。
- ・ 食物学と農学の両分野において、次世代の研究科学者、教育者、技術者を募集し、確保し、卒業させ、配置する。
- ・ 農務省全体で、さらには他の連邦政府部局とともに、インフラストラクチャーに対する投資をレバレッジ（効率活用）することにより、重複投資を減らし、データ・シェアリングを向上させる。
- ・ 安全な取扱い慣行、微生物テスト、革新的な食品安全技術を含む食品の安全性のあらゆる側面を扱うアウトリーチ・プログラムの拡大を通じて、国民に対し、食品の安全性やバイオセキュリティに関する情報や教育を提供する。
- ・ 食肉、鶏肉、卵製品に関連した食品起因性疾病に関する利用可能なデータの評価を行うために、また、予防可能な食品起因性疾病を減少するための規制戦略の有効性に関するより正確な指標を確立するために、食品の安全性に関する連邦政府機関をパートナーとして、協働を推進する。
- ・ 産業界や政策決定者にとって価値の高い、食品の安全性に対する科学に立脚した疫学的アプローチを提供することを目的とした食品の安全研究を行う。
- ・ 遺伝子の配列、構造、機能の特徴を明らかにするための研究に対して、財政的支援を行う。
- ・ バイオセキュリティ、食品の安全性、食料安全保障、栄養内容を向上するための教育やアウトリーチを行う。
- ・ 調査診断活動の基礎を提供するため、微生物ゲノムデータの解析を行う科学的に健全なプログラムを支援する。
- ・ 国民の食品の安全性に対する潜在的に高リスクの新たに出現しつつある脅威を特定するための研究、モデリング、厳格なリスクアセスメントを拡充する。

## 達成目標 3.2： 農業病害虫の発生件数および被害度を減少させる

侵入病害虫から米国の動植物資源を保護することは、米国の繁栄の基礎の大部分を成す農業貿易の強化にとっても、また、米国の衣食住にとっても、必要不可欠である。作物や動物の病害虫を国外に締め出し、また、既に国内にあるものについては管理するために、農務省は、病害虫の発生件数を低減するための防止活動に対し財政的支援を行うとともに、病害虫が流行した際の被害度を減少させるために効果的な害虫・動物疾病緊急事態対応システムを連携・調整している。我々は、連邦政府機関や州政府機関、産業界、および専門家団体とパートナーを組み、侵入病害虫の流行を探知し、対応し、撲滅するために効果的な緊急事態対応システムを開発し、維持するため協力している。我々はまた、そのような流行を未然に阻止するための研究や活動に関して、諸外国や他の連邦政府機関ともパートナーとなり、協力している。

### 業績指標

農場の家畜、家禽、作物、穀物に対する偶発的な、あるいは意図的な脅威から保護する<sup>2</sup>

基準値：1999 年 — 航空機利用の海外旅行者の 4.2%は、病害虫の侵入を阻止するための諸規制を遵守しなかった。

目標値：2007 年 — 諸規制を遵守しない航空機利用の海外旅行者を 3%に抑える（違反者を減らす取組みは、リスクの高い侵入経路に重点を置いてなされる）。

各州および準州が動物の衛生に関する「州緊急事態マネジメント・システム」の基準を満たすようにすることによって、米国における病害虫の発生件数と被害の度を減少させる。

基準値：2000 年 — 基準を満たしている州や準州はなかった。

目標値：2007 年 — 50 の州と 2 つの準州が基準を満たす。

動物の疾病に関する所定の連邦基準を満たす診断サービスを提供できる州の数を増加させる。

基準値：2000 年 — 所定の連邦基準の診断サービスを提供する資格を有する試験場が少なくとも 1 つあるのは、20 州である。

---

<sup>2</sup> 2003 年 3 月、農務省は農業検疫検査機能を国土安全保障省に移転する(本文文書にある脚注)。

目標値：2007 年 — 所定の連邦基準の診断サービスを提供できる資格を有した試験場が少なくとも 1 つある州は、28 州となる。

作物診断試験場の能力を改善する。

基準値：2000 年 — 作物診断施設に関する国際標準運用資格認定制度といったものはない。

目標値：2007 年 — 国際標準運用資格認定制度が実施され、5 つすべての全米作物病虫害診断ネットワークセンターに資格が付与される。

基準値：2002 年 — 5 つの国立作物病虫害診断センターがパーデュ大学の全米農業害虫情報システム（NAPIS）に接続され、データを提供している。

目標値：2007 年 — 各州の 1 つの作物診断試験場がパーデュ大学の全米農業害虫情報システムに接続し、データを提供する。

新しい、もしくは、大幅に改善された病虫害耐性を強化した特長を持つ品種や生殖細胞を（伝統的な品種改良、バイオ技術のいずれかを通じて）開発し、潜在的な利用者に対し公開する。

基準値：2002 年 — 経済的観点から重要な作物を脅かす病気を分類するための分子診断法を開発した。また、キツネノワニタケ属の各種の菌、べと病菌、サビ病、外来のウイルス性の病気に対する耐性を持つ作物を選別するために、これまで以上に効果的な技術確立した。

目標値：2007 年 — キツネノワニタケ属の各種の菌、べと病菌、サビ病、外来のウイルス性の病気に対する耐性が強化されたことを示す一連の新しい、もしくは、改良された品種や生殖細胞を公開する。

## 行動戦略

農務省は、食品および農業システムの統合性を守るインフラストラクチャーへの投資を引き続き増加しなければならない。我々の科学活動や規制措置が侵入病虫害によって突きつけられる課題に適切に対応できるようにするためには、我々は、十分な人材と最新の機器を備えた研究施設が必要である。将来の活動には以下ことが挙げられる。

- ・ 諸外国の検査システムや州の検査プログラムを評価し、監査するための手順を強化する。
- ・ 米国に侵入してくる病虫害を迅速に識別・特定するための研究や教育への取組みを強化する。

- ・ 広範囲にわたる一連の新たに出現しつつある農業病害虫に対する科学的モニタリングを増加する。
- ・ 家畜や家禽，作物・穀物，食品を脅かす病原体や毒素を迅速に探知することのできる，新しい識別特定手段を確立し，検証し，配備する。例えば，国中どこでも作業が行える急速展開移動研究室などである。
- ・ 動植物の免疫システムに対する遺伝子やタンパク質の役割について，食品を汚染する可能性のある微生物，病原体，毒素について，病原体が絶滅危険の動物種に及ぼす影響に関する最新の分子生物学や免疫学の研究について，そして，最新の診断法，保護策，治療法について，研究を行い，その結果を普及させる。
- ・ 病気の流行をコントロールするための戦略を開発し，迅速に適用するため，動植物の疾病の感染や疫学に関する研究，教育，情報移転を進める。
- ・ 迅速にして経済的，環境的に健全，かつ，人道にかなった動物の安楽死の手法や，緊急事態が起きた場合の動物の死体の大量処分の手法を確立する。
- ・ 伝染性物質の拡散を抑制し，あるいは，封じ込め，また，潜在的に流行の可能性のある病気を隔離し，封じ込めるために必要となる効果的な即時洗浄・消毒技術に関する研究や教育を推進する。
- ・ 安全で効果的な消毒薬，ダニ殺虫剤，殺虫剤，その他の非常用合成物質に対する環境保護庁(EPA)による認可やライセンスを支援するための研究や教育を推進する。

### 戦略目的 3 に関する重要な外部要因

偶発的であると意図的であるとを問わず，有害物質の移入は，人間の健康や環境に対する脅威となる可能性があるため，予防，早期探知，識別・特定，迅速なコントロールあるいは撲滅は極めて重要な課題である。緊急事態対応の準備においては，公的セクターと民間セクターの連携が大きな役割を果たす。

2001－2002 年度に農務省は，米国科学アカデミー(NAS)や米国食品微生物基準諮問委員会(NACFCM)に対し，食品の安全性を高めるための包括的なアプローチの一環として，微生物基準や微生物パフォーマンス・スタンダードの果たす役割を研究するよう要請した。これらの現在続行中の研究の結果が利用できるようになれば，農務省は，食品起因性疾患の原因となる病原性バクテリアの流行を抑止するための新しい規制戦略を提案することが可能になるだろう。

#### 戦略目的 4： 国民の栄養状態および健康状態を向上させる

農務省は、一般国民やターゲット・グループに対する食品と栄養に関する教育、ガイダンス、助成を通じて、米国民の健康促進に努めている。我々は、米国民に対して、食生活や肉体的活動のパターンを改善するためにこの情報を利用するよう教育し、情報を与え、また、意欲を喚起する。我々は、公衆衛生に関する研究や科学知識を充実・発展させる。食生活の改善を促進し、少年時の早い段階から子供たちに働きかけ、健康的な食物を入手できるようにすることによって、我々は国民の健康に大きな貢献を果たす方針である。

農務省は 2007 年に向けて、米国民の栄養状態と、栄養支援プログラムの運営面での大幅な改善に貢献することを目標としている。我々のターゲットは以下のとおりである。

- ・ 米国保健社会福祉省によって発行されたわが国の「2010 年 健康な人々」に示された達成目標に合致するよう、体重過多や肥満を減少させる。
- ・ 低所得階層の人々に見られる飢餓を 30%減少させる。
- ・ フードスタンプ・プログラム（食品切符支給計画）の有資格者の加入者比率を 15%増加させ、全米学校給食プログラムの有資格者の加入者比率を 12%増加させ、WIC プログラム（婦人児童向け栄養強化計画）の有資格者の加入者比率を高水準に維持する。
- ・ 子供や低所得階層の健康的食生活指標（HEI）の点数を 5 ポイント改善し、一般国民全体の点数を 2 ポイント改善する（HEI は、米国人の食生活の品質や多様性を測定するために、食品摂取データを用いる）。

これらの中核的なプログラムの成果に加えて、我々は、これらのプログラムを実現するために利用された資金に対する効果的な保全管理に関わる重要プロジェクトおよび活動を評価するための指標を提供する。

##### 達成目的 4.1： 高栄養価の食品を入手しやすくする

農務省の各種栄養支援プログラムは、年間を通じて 5 人に 1 人の割合でわが国の国民に提供されているプログラムであり、米国の飢餓との戦いにおける連邦政府の取組みの中でも最も大きな部分を占めている。これらのプログラムには、食料購買力を向上することができるよう加入者に対しクーポンや電子カードを提供する「フードスタンプ・プログラム」、「全米学校給食プログラム」、補助的な食品パッケージ、栄養教育、健康や人的サービスに関する推奨資料を提供する「女性、幼児および子供のための特別補助栄養プログラム」（WIC）が含まれる。政府は、これら

の重要プログラムへの有資格者によるアクセスを増加させ、それらの利用拡大を図ることを通じて、国民の栄養摂取の改善を期している。

## 業績指標

基準値：2000 年 — 毎年の人口調査によると、低所得世帯の 10.9%が飢餓を経験したと報告している。

目標値：2007 年 — 低所得世帯のうち、飢餓とされる世帯を 7.4%に減少させる。

基準値：2000 年 — 有資格者のうち、58.7%がフードスタンプ・プログラムに参加した。

目標値：2007 年 — 有資格者の 68%が参加するよう手を差しのべる。

基準値：2002 年 — 米国の学校（公立および私立）に通う生徒・児童の内、52%が全米学校給食プログラムに参加した。

目標値：2007 年 — 学校に通う生徒・児童の 55%に手を差しのべる。

## 行動戦略

- ・ 議会と協力して、全国的な栄養セーフティネットに対する任務を継続することにより、参加を望むすべての有資格者が利用できるレベルで、主要な栄養支援プログラムを実施できるだけの資金を確保する。
- ・ 利用度の低い3つのプログラム、つまり、フードスタンプ・プログラム、夏季食料サービス・プログラム（SFSP）、および学校朝食プログラム（SBP）の利用を増やすために、協調した全国的取組みを推進する。
  - － 全国ベースおよび地方ベース両面での積極的なアウトリーチ・キャンペーンや助成金の給付を行う。
  - － 各州と協力して、フードスタンプ・プログラム・アウトリーチ計画を策定する。
  - － 各プログラムの運営者の負担を軽減し、勤労世帯のための支援や勤労世帯による利用を増加するために、2002 年農業法に盛り込まれているフードスタンプ合理化オプションを含む、さまざまな政策改善を策定し、推進する。
- ・ 米国研究会議（NRC）の統計委員会と協力し、WIC 有資格者の人数を推定するための代替手段の評価を行う。それが終了次第、我々は WIC 有資格者にサービスを提供する上での目標値を設定する。
- ・ 連邦政府の各種栄養プログラムやサービスの利用可能性とその価値に対する一般国民の認識

を高める。これには、プログラムに対する潜在的有資格者、州や地域の政策決定者を対象に含む。

- 全国的なメディア・キャンペーンを推進する。
- 各プログラムに関する情報やプロモーション用資料をスペイン語やその他の適切な言語に翻訳する。
- アウトリーチの取組みを特定の対象グループ、例えば、貧困勤労者層、高齢者、ホームレス、有資格の移民を対象として進める。
- 外部ステークホルダーとパートナーを組み、プログラムに参加する可能性を持つ人々に対して、情報を提供し、アウトリーチ活動を行う。

#### 達成目標 4.2： より健康的な食習慣や生活様式を推進する

米国は、国民の食習慣の質に関連して、重大な公衆衛生問題に直面している。これには、体重過多や肥満の一層の蔓延が含まれる。農務省は、その栄養支援プログラムや、それよりさらに広範囲にわたる栄養教育への取組みを、より健康的な食習慣と肉体的活動を全国的に推進するための重要な機会として活用する方針である。

#### 業績指標

基準値:1996 年 — 最大値を 100 ポイントとする指標で見た場合、所得が貧困レベルを 130% 下回る米国民の健康的食生活指標（HEI）は、61 ポイントであった。貧困レベルを 185%下回る世帯の米国の子供たちの HEI は、63 ポイントであった。米国民（2 歳以上）全体の HEI は、63.8 ポイントであった。

目標値：2007 年 — 子供たちと低所得階層の人々の数値を 5 ポイント以上改善する。米国民全体の数値を 2 ポイント以上改善する。

基準値：2000 年 — WIC に参加している分娩後の女性の 44.5%が、母乳による授乳を始めた。

目標値：2007 年 — WIC に参加している分娩後の女性の 60%が母乳による授乳を始める。

基準値：1999 年 — 小学校の 82%と中学・高校の 91%が、食事ガイドラインに合致する給食オプションを生徒たちに提供した。

目標値：2007 年 — すべての小学校と中学・高校が、食事ガイドラインに合致する給食オプションを生徒たちに提供する。

基準値：2000 年 — 米国の成人（20 歳以上）の 30%が肥満である。米国の子供と青少年（6 歳から 19 歳）のうち、15%が体重過多である。

目標値：2007 年 — 米国保健社会福祉省のパートナーとして、体重過多や肥満の減少を奨励する活動を行い、その結果として、成人の肥満者率を 20%以下、子供と青少年の体重過多者率を 8%以下に引き下げる。

## 行動戦略

- ・ 次のことによって、大統領の「より健康な米国」(Healthier US)イニシアティブを支援する。
  - － 体重過多や肥満、その他の食事に関連した問題に対処するために立案された統合的で、プログラム横断的な栄養教育の取組みを確立し、支援すること。
  - － 教育省および保健社会福祉省とパートナーを組み、学校における健康的な栄養環境を促進すること。
  - － 「全米 1 日 5 品目パートナーシップ」 (the National 5 A Day Partnership, 疫病管理センター (CDC), 国立癌研究所 (NCI) とパートナーを組み、果物や野菜の摂取量の増加を推進すること。
- ・ 供給者と協力して、栄養支援プログラムに基づく食事や給付の栄養面での品的改善を図る。
- ・ 乳児に対する望ましい授乳習慣としての母乳を推進する。
- ・ より多くの人々が、体重過多や肥満を解消し、または、予防するために自分たちの食習慣を評価し、改善できるように、印刷物やインターネットをベースにしたツールの開発・普及を通じて、支援する。
- ・ 米国保健社会福祉省と連携して、2005 年に「アメリカ人のための食事ガイドライン」の内容を更新するとともに、「食事ガイド・ピラミッド」を見直し、改善を図る。
- ・ 食品や栄養素の消費をモニタリングすることによって、栄養学の不断の発展を図る。必要栄養摂取量や食品成分データを更新する。肥満や病気を予防するため、食事や遺伝、生活様式の関係性を解明する。また、食習慣に影響を及ぼす社会経済的、文化的、環境的要因を明らかにする。

## 達成目標 4.3： 食品プログラムの管理と顧客サービスを向上させる

農務省はまた、各栄養支援プログラム間で高いレベルの統合性を維持することと、可能な限りエラーやその他の問題を未然に防止することに強く関わっている。

新しい通信技術や電子商取引技術は、我々がより効果的に顧客にサービスを提供し、パートナーと協力し合うための絶好の機会を提供している。我々は、的を絞った費用効果の高い投資を行い、農務省の各プログラムや事業がデジタル時代に適合したものとなるようにする計画である。

## 業績指標

フードスタンプの支払いに関わる業務の正確性の割合を高める。

基準値：2001 年 — フードスタンプの支払いに関わる業務のエラー率は 8.7%であった。

目標値：2007 年 — フードスタンプの支払いに関わる業務のエラー率を 7.8%に低減させる。

正当な有資格者と推定される児童数を上回って認定されている無料学校給食受給認定児童数を 9%に減少させる。

基準値：1999 年 — 無料給食受給認定児童数は、正当な有資格者数よりも 27%多かった。

目標値：2007 年 — 正当な有資格者数を上回る無料給食受給認定児童数を 9%に減少させる。

効率性と使い易さを改善するために、電子的にサービスを提供する。

基準値：2002 年 — フードスタンプ給付金の 89%は、給付金電子振込（EBT）システムによって交付された。ある州では、すべての WIC 給付を発行するのに EBT システムを使用した。

目標値：2005 年 — フードスタンプ給付金はすべて、EBT システムを通じて交付される。

目標値：2007 年 — 4 州において WIC 給付金をすべて電子的に交付する。さらに 10 州が EBT システムの実験を行う。

基準値：2002 年 — ウェブ上の事前スクリーニング・ツールを利用して、利用者がフードスタンプの受給資格を満たしているかどうか判断できるようにした州は少数であった。

目標値：2007 年 — すべての州が、ウェブ上のフードスタンプ・プログラムの事前スクリーニング・ツール（農務省のもの、または独自のもの）を利用するようになる。

## 行動戦略

- ・ 監督、研修、技術的支援、ベスト・プラクティスに関する情報の共有を通じて、フードスタンプ給付金の業務処理の正確性を改善するための各州の取組みを支援する。
- ・ 学校給食に対する資格認定の正確性を改善するために、パイロット・テストを行い、その評価を行うとともに、議会と協力し、大幅な政策変更を実施する。農務省以外の連邦諸機関、各州、地域の学校給食資格認定データ利用者の支援を取り付け、最も必要としている人々に適切に財源が向けられるようにする。
- ・ 脆弱なプログラムについて、各州や地域の行政運営を改善するため、研修や技術的支援を強化する。
- ・ 各州に対し、EBT に関する技術的支援を行い、あまり積極的でない州に対しては、もっと積極的にシステムを導入するよう働きかける。
- ・ 全国的な WIC・EBT 基準の開発を支援するとともに、オンラインのリアルタイム POS(販売時点取引処理システム)などの WIC・EBT の代替的技術の実現可能性をテストする。
- ・ 利用者が、フードスタンプ・プログラムに対する資格を有しているかどうか判断することができるウェブ上の資格「事前スクリーニング」ツールの開発と促進を継続する。

## 戦略目的 4 に関する重要な外部要因

飢餓を減少させ、食習慣を改善するための取組みは、農務省と連邦諸機関や各州・地域のパートナーとの連携と、それぞれのパートナーがプログラムの基準や規定を実際に遵守するかどうかによって左右される。各州の厳しい予算における競合事案に対する予算要求もまた、特定の取組みに対する予算の利用可能性に影響を及ぼす可能性がある。食習慣の改善に向けた農務省の能力は、食品市場における製品や慣習を含む、健康的な食事に対して、米国がどれほど幅広く重点を置くかによっても強い影響を受ける。

電子政府化するという目的やイニシアティブは、農務省以外の政策立案者の承認如何に左右される。そして、最終的には、もっと時間的に重大なニーズへの関心の移行や財源の転換を余儀なくするような、電子政府に関するより広範な競合事案の中での優先順位をめぐる優劣如何という状況の中で追求される。

## 戦略目的 5： 国の天然資源基盤や環境を保護し、改善する

我々の天然資源の管理は、公共と民間のどちらにおいても、時に相反する競合的な関心事の間で、継続的に均衡を図る行動である。この均衡を維持するためには、ポートフォリオ・アプローチの活用が不可欠である。それは、技術的支援、費用分担、奨励金、ランドリタイヤメント（休耕）、地役権、規制的な支援プログラムを含むさまざまな保全管理ツールを組み込んだものとなる。これらのプログラムの財源が効果的に使用され、賢明にレバレッジされるようにするためには、州政府や地域・部族の行政機関だけでなく、民間の営利および非営利のパートナー組織との継続的な協力の拡大が必要である。

### 達成目標 5.1： 公有地の管理を向上するため、大統領健康森林イニシアティブやその他の活動を推進する

農務省は、連邦政府が管理する 1 億 9,200 万エーカーの土地に賦存する天然資源に対して、保全管理責任を負っている。森林や放牧地の生態系や天然資源の恩恵を確かなものにする政策が実施されている。これらは、自然や人間によるかく乱・破壊からの自然回復力を有する持続可能とする。我々は、天然資源を米国民のための持続的利用や、産物およびサービスの供給のために、持続可能な開発に関する科学的な基準や指標を用いて管理する。また、連邦政府の多目的利用原則の下、農務省が管理する土地は、石油、天然ガス、木材、娯楽、観光業、鉱業生産、家畜放牧など、国民経済や安全保障の面で重要な意義を持つ活動を支えている。

農務省は、「大統領健康森林イニシアティブ」(President's Healthy Forest Initiative)の推進に尽力している。このイニシアティブは、森林や放牧地の健康を回復することによって、壊滅的な山火事の脅威を減少するという常識的なアプローチに基づいている。我々は、内務省(DOI)や各州政府、部族の行政機関と協力して、連邦行政機関間、連邦・州政府および自治体間の 10 年間にわたる戦略に参画し、原野・森林地帯の火災による資源やコミュニティへのリスクや有害な影響の低減を図ってきた。我々は、これらのパートナーと今後とも引き続き協力し、ハザード（危害）を減少させることによって、より多くの利益を得ることのできる優先分野を明らかにしていく方針である。

### 業績指標

持続可能な、環境的、社会的、経済的利益を提供するのに適切な手段を用いて、火災に順応性の高い生態系を回復し、復興し、維持する。

基準値：1999 年 — 植物性燃料を有する土地のうち、2,400 万エーカーについては、壊滅的な火災を招来するリスクは低かった（燃料レベルは歴史的な経験値のレベル内にあった）。4,400 万エーカーについては、リスクは中程度、天然燃料を有する 2,900 万エーカーについては、リスクの度合いは高かった（注：エーカー数は、農務省と内務省の共同で開発された「10 年実施計画」に示された「防火管理分類基準」（Fire Regime Grouping）に基づいて決定された）。

目標値：2007 年 — （累積的に）1,100 万エーカーの土地を対象として改善に取り組む。壊滅的な火災のリスクが高い土地、中程度の土地をリスクの低いカテゴリーに改善する。

連邦政府の防火管理計画の対象となる土地が、連邦原野森林地帯防火政策に準拠したものとなるようにする。

基準値：2001 年 — 連邦原野森林地帯防火政策に準拠したものとなっている土地は 51%であった。

目標値：2007 年 — 連邦原野森林地帯防火政策に準拠した土地を 100%にする。

放牧用割当て地の枠内の放牧地の生態系を回復、復興、維持し、森林計画で設定された「望ましい状態」の達成目標を達成する。これは、適切な運営ツールを用いて、持続可能な環境的、社会的、経済的便益を提供するために行われる。

基準値：2002 年 — 放牧用割当て地の枠内の放牧地の総面積は、およそ 7,230 万エーカーであった。放牧地植生管理達成目標を有する 4,400 万エーカーの土地については、現在、「望ましい状態」を達成しつつあるか、もしくは、「望ましい状態」に移行しつつある。

目標値：2007 年 — （累積的に）600 万エーカーの土地の改善に取組み、現状が不明な土地や「望ましい状態」にまだ達成していない土地を、「望ましい状態」を達成しつつある土地、もしくは、「望ましい状態」へと移行しつつある土地に改善する。

農務省の管理下にある土地を汚染している有害物質による人間の健康や環境への脅威を減少させる。

基準値：2001 年 — クリーンアップ（浄化）を要する 2,000 箇所を明らかにした。

目標値：2007年　－　150箇所をクリーンアップする。

## 行動戦略

効果的な技術的支援、技術開発、天然資源賦存量の維持を引き続き図っていくとともに、今後、以下の活動を展開する。

## 火災の管理

- ・ 連邦原野森林地帯防火政策に準拠して、連邦火災管理計画を完了し、各州政府の計画策定に協力する。
- ・ 各州政府によって、原野森林地帯の火災のリスクに曝されていると指定されたすべてのコミュニティに関するコンタクト先情報を含む、正確な優先順位リストを策定し、維持する。
- ・ 連邦・州政府や、部族・地域の政府と連携して、燃料処理プロジェクトや森林回復プロジェクトを策定し、実施するための手順を改善する。
- ・ ライン管理者、消防職員、担当職員のための消火意思決定に関する研修を改善する。
- ・ 研修、設備、安全認識、原野森林地帯と都市の接触点で働く農村消防士やボランティア消防士、その他の消防士によって提供されるサービスに対して、これらを補完するための援助を提供し、それらの結果を議会に報告する。
- ・ さまざまな分析や点検を結びつけることによって、環境レビューの重複を減少させる。
- ・ 燃料処理プロジェクトと森林回復プロジェクトに関する短期的リスクと長期的便益を比較検討するためのガイダンスを策定する。
- ・ 燃料処理活動や森林回復活動に対して、一貫した全米環境政策法の手順を適用する。

## 放牧地の管理

- ・ 分析の更新、または、新規分析を必要としている放牧用割当て地のために、全米環境政策法に基づく分析をさらに迅速なやり方で完了させるための戦略を策定する
- ・ プロジェクトに関わる活動および、または指示に対する監視を改善し、各プロジェクトの規定が確実に実施されるようにする。

## クリーンアップの管理

- ・ 連邦・州の行政機関、部族組織、民間の個人とのパートナーシップを促進し、計画策定の優先順位を決定し、環境クリーンアップや関連する活動を実施する。
- ・ あらゆる業務を「スーパーファンド全米非常事態対応計画」に合致するような方法で実施する。

- ・ 有害物質管理プログラムに基づく資金や、その他の割り当てられた資金を使用する前に、汚染の原因を作った人々に対して、所要のクリーンアップ費用に対する応分の分担を求める。

## 達成目標 5.2: 私有地の管理を向上させる

米国の国土の 70%以上は、農業者、牧場経営者、および民間の森林所有者によって管理されている。これらのグループが、そうした土地の土壌、水、関連する諸資源に対する主たる保全管理者となる。我々は、これらの所有者が良き保全管理者となれるよう支援するため、サービスのポートフォリオを提供する。これらのサービスには、研究、教育、技術的支援や、保全慣行の費用分担と奨励金の支払い、脆弱な、あるいは、環境的に重要な土地を保護するための賃貸料支払いや地役権が含まれる。我々は、行政機関による資源の評価を継続的に実施し、また、各地域のニーズと優先順位に応じて、それぞれの地域の状況に合わせた保全技術を開発する。農務省の現場スタッフは、各地域の地区保全事務所、大学普及部、部族や州政府のスタッフ、ボランティアの方々をパートナーとして任務を遂行している。多くの連邦・州政府諸機関が、我々の技術的専門性や保全技術を頼りにしている。我々は、対策準備を充実させ、ハザード（危害）を緩和し、火災を防止することにより、非連邦所有地に賦存する財産や天然資源を保護する上で重要な役割を果たしている。今後数年間に、我々はパートナーと協力して、これまでの環境面での成果を持続する一方で、これから出現してくる新たな環境問題への取組みを増大させる方針である。我々は、保全と貿易政策の両立と、保全と農業政策の効果的な連携を確保することができるような全体論的なアプローチを採用する。

## 業績指標

農地や森林地の生産力を保護する。

基準値：2001 年 — 5 億 3,000 万エーカーの面積の耕作地および放牧地が、地力の劣化や長期的な生産性の問題に対処するため、追加的な保全処置を必要とした。

目標値：2007 年 — 2002 年から 2007 年の間に、総面積 1 億 3,000 万エーカーに対して、所用の保全処置が施工される。

基準値：2001 年 — 1991 年から 2001 年の間に、累計 2,350 万エーカーの面積の非工業用私有森林地の土地所有者のための保全管理者管理計画が策定された。

目標値：2007 年 — さらに（2002 年から 2006 年までの累計で）1,000 万エーカーの面積の非工業用私有森林地を対象とする保全管理者管理計画を提供する。

基準値：2001 年 — 森林管理のベスト・プラクティスの全米実施率は 86%となり、17 州において有効性モニタリングが行われた。

目標値：2007 年 — 全米実施率を 92%に増加させ、35 州において有効性モニタリングが行われるようにする。

清潔で豊富な上水道を提供するため、流域管理を行う。

基準値：2002 年 — 推定 25 万 7,000 件の動物給餌事業の所有者および運営者は、水質や大気の質を保護するための包括的な栄養素管理計画を実施する上で支援を必要とした。

目標値：2007 年 — 動物給餌事業の所有者および運営者 50,000 人が、包括的な栄養素管理計画の実施を開始している。

基準値：1997 年 — 土壌侵食は年間 10.6 億トンであった。この侵食された土壌の一部が農地から流出し、水路の土砂堆積問題を深刻化させている。

目標値：2007 年 — 年間の侵食規模を国土全体で 9 億トンに抑える。

基準値：2001 年 — 120 万エーカーに対して、灌漑用水管理を改善するための支援を行った（米国全体では、およそ 5,000 万エーカーの農地が灌漑されている）。

目標値：2007 年 — さらに、合計 900 万エーカーに対し、灌漑用水管理を改善する支援を行う。

野生生物の生息地の多様性を確保する。

基準値：2002 年 — 累積総面積 107 万 5,000 エーカーの湿地帯が湿地保全プログラム (WRP) に登録された。WRP に登録された湿地帯は、農業のために失われる湿地帯の年間平均純喪失面積を減少させる上、重要な役割を果たす。

目標値：2007 年 — 各州によって優先度が高いと特定された 120 万エーカーの湿地帯を WRP に登録することにより、湿地帯の保護を拡大する。

基準値：2001 年 — 野生生物の生息地を改善した新しい管理手法が 1,160 万エーカーの土地に適用され、加えて生息地の長期的な保護を可能とする賃貸借契約や地役権が 1,920 万エーカーの土地に対して設定された。

目標値：2007 年 — 野生生物の生息地を改善するための新しい管理手法を現在利用中の土地 2,000 万エーカーに適用し、生息地の長期的な保護を可能とする賃貸借契約や地役権を 2,400 万エーカーの土地に対し設定する。

## 行動戦略

効果的な技術的支援や技術開発を引き続き提供し、天然資源賦存量を維持することに加え、今後、以下の活動を展開する。

- ・ 生産者やその他の資源の管理者に対し、高品質で、それぞれの立地に適した技術的支援を提供し、彼らが生産目標を達成しながらも、環境の質を守ることができるようにする。
- ・ 民間セクターの販売業者、非営利団体、公的セクターの行政機関が、我々の保全プログラムに基づいて財政的支援を受けている土地所有者や生産者に対して、教育や技術的支援を提供することができるようにする権限を与える条項を実施する。
- ・ 保全プログラムや行政手続きに関する申請を行うための手続きを簡素化することによって、プログラムの効率性を高め、生産者がそれぞれの地域、州、連邦の各種規制要件を遵守することができるように教育によって支援する。
- ・ マイノリティーの生産者、資源の乏しい生産者、初心者の生産者が、それぞれの事業実施において保全を実践することができるようにするため、奨励金を増やす。
- ・ 各州の行政機関や各地域の後援者と協力し、上水道を拡充し、水質を保護し、旱魃や洪水の被害を緩和し、また、野生生物の生息地を改善するため、流域レベルの計画を策定する。
- ・ 我々のランドリタイヤメント（休耕）プログラムにおいて、水質を保護し、野生生物の生息地を改善することに、より多くの焦点を当てるようにする。
- ・ 農業汚染物質の測定や、その挙動の問題に着目し、また、関連する政策的、社会的、経済的側面に取り組む研究に対する支援を拡大する。
- ・ リスクに曝されている原野森林地帯と都市の接点となっているコミュニティを特定し、各州や各部族の管轄区域内で、そうしたコミュニティの優先順位を決定するための、全国的に比較可能な定義を確立する。

## 戦略目的 5 に関する重要な外部要因

農地は、都市や開発用地と混在しており、流域や生態系の一部として存在している。農務省の影響外にある森林、土地、あるいは、流域の一部で行われている活動が、農地管理の改善による効果を相殺する可能性もあり、その結果、流域全体としての状態は、期待されたほどには改善しない可能性がある。

## 行政運営イニシアティブの概観

我々は、「大統領行政運営アジェンダ」(President's Management Agenda ; PMA)を精力的に実行することを通じて、農務省の行政運営を強化しようと努力している。行政運営の改善の結果として、各プログラムの一層効率的な実施が可能となり、それによって顧客サービスの改善と納税者から託された資金のより効果的な保全管理が可能となる。我々は以下のことを行う方針である。

- ・ ミッションの優先順位に合致した農務省のパートナーや民間セクターと協力して任務に当たることができる、効率的で、高い能力を備えた、多様な、コンペティティブ・ソーシングによる労働力(competitively sourced workforce)を確保する。
- ・ 内部統制を強化し、データの統合性を高め、行政運営情報を強化するとともに、プログラムと政策の改善を進めることによって、無条件の監査意見を獲得し、農務省の各種プログラムにおける誤払いの根絶を図る。
- ・ 我々のサービスを電子的に利用できるようにするために必要な事業プロセスや情報技術を導入する。
- ・ 予算決定やプログラムの優先順位をプログラム業績とより一層密接に結びつけ、各プログラムの全費用を認識するようにする。

それぞれの大統領行政運営アジェンダについて、詳細なプランが用意されている。ここでは、我々のプランについて、その概略を説明したい。

## 人的資源の管理を向上させる

大統領は、人的資源の戦略的管理は、政府をさらに市民中心に据えたものとし、高い能力を持った労働力を創出するための手段であると認識している。我々は、一つの包括的なプランに基づいて、人的資源を管理する方針である。このプランは、行政機関に民間企業的な視点を持ち込んで、各種イニシアティブを推進するものである。我々の人的資源プランは、戦略的な労働力計画と職員の業績の最大化に焦点を当てている。職員の業績の最大化には、自動化や業務プロセスの効率性が大きな役割を果たすことから、我々が業績目標を達成する上で、人的資源、調達、資産管理、資金調達に対する支援体制が決定的に重要である。その他の人的資源に関する課題としては、最先端の研究を担う人材に対する需要を如何に充足するか、技術、顧客サービスおよびビジネス・スキルを備えた対応力のある効果的な労働力を如何に確保するか、さらには、これまでと同数、あるいは、より少数のスタッフに、如何にすれば、より広範な領域のプログラム責任を担ってもらえるか、といったことが含まれる。

我々の人的資源を管理し、サービスを顧客に提供する中で、農務省は引き続き、人種、肌の色、国籍、性別、宗教、年齢、性的嗜好、障害の有無、既婚・未婚の別、家族状況、その他のいかなる要因を問わず、すべての人に対し、公民権と雇用機会均等を保証することに力を注ぐ方針である。我々は、職場において、プログラムの運用に当たって、また、苦情の処理において、今後ともタイムリーで、効率的なやり方で公民権の推進に力を注ぐ。

我々のプランには、以下のことが含まれている。

- ・ 人的資源プランを事業計画と結びつけ、さらには、コンペティティブ・ソーシングや電子政府などの大統領イニシアティブが人的資源面に与える影響を盛り込むこと。
- ・ 職員の採用、維持、報償については、労働力計画や柔軟なツールを用いて、高い能力を持ち、責任感のある労働力を育成すること。
- ・ 職員全員に対し、雇用機会を確保するよう配慮する一方で、1) スキル・ギャップが予想される重要な職種、および 2) 雇用者数が一定比率に達していないグループに主眼を置いたプログラムを推進すること。
- ・ コンペティティブ・ソーシングの利用を増加させること。
- ・ プログラムや雇用に関する公民権に関わる苦情をタイムリーに解決できるようにすること。

### 財務管理を向上させる

納税者の納めた税金の用途を効果的に管理することは、連邦政府の基本的な責任である。農務省は、我々が使う資金はすべて、納税者、議会、会計検査院(GAO)に対し、適宜説明されるようにする方針である。主任財務官室(OCF0)は、農務省所掌の行政機関の主任財務官と協力して、財務管理の改善に努力を傾注している。これは、我々の業務文化の中核的な特徴をなすものである。最近、財務管理を改善しようとする我々の努力の成果として、我々は2002年度会計監査において、無条件意見を得た。OCF0は、2004年までに重大な弱点をすべて取り除くために、農務省所掌の各行政機関と密接に協力している。

OCF0は、農務省の所掌の各行政機関が、例えば、月例財政報告、リアルタイム情報へのオンライン・アクセス、プログラム費用の報告などの有益で、タイムリーな情報を作成し、あるいは、そのような情報を利用することができるよう支援することによって、行政運営情報の改善努力をリードしている。我々は財政データと行政運営データの統合を強化することにより、組織の資産を保護し、限られた資源の保全を図る。

我々のプランには、以下のことが含まれる。

- ・ 今後とも、農務省の財務諸表に対する無条件監査意見が得られるようにする。
- ・ 重大な弱点はすべて取り除く。
- ・ 財務報告の手続きとシステムを改善する。

## 電子政府を拡大する

農務省の電子政府戦略計画は、関係行政機関横断的な事業計画の策定や投資の集約というアプローチを通じて、情報とサービスの提供を改善するための枠組みを提供している。この枠組みは、共同でサービスを提供することで、費用の削減が可能になるという点に焦点を当てている。顧客に厳しく注目し、ビジネス・パートナーと協力し、職員に力を与えることによって、我々は情報通信技術を活用して、ミッションに必要不可欠な事業を行い、さまざまな職務を“より良く、より安く、より早く”遂行できるようにする。今までの数々の成功例に基づき、電子政府プログラムは、我々の投資をレバレッジし、顧客中心のアプローチを取ることに焦点を置いている。我々は、窓がないサイロの中にいるように周囲を見ない仕事のやり方から、統合された、組織全体にわたる、部局間にまたがる解決法を通じて情報やサービスを提供するというやり方への転換の渦中にある。

我々のプランには、以下のことが含まれる。

- ・ 市民の農務省に関する知識や市民による農務省の利用を増加し、サービスの提供を向上する。
- ・ 農務省の各種プログラムの策定と実施に当たって、各種の公的組織および民間組織との連携を強化する。
- ・ 組織全体にわたる解決法を促進することにより、組織内部の効率性を改善する。
- ・ 顧客によって農務省に提供された情報の安全を確保する。

## 予算と業績の統合を確立する

農務省は引き続き、業績情報の予算決定への反映方法の改善を図る。2002年度において、我々は、予算と業績を最初の行政機関によるプレゼンテーションの段階から、我々による行政管理予算局(OMB)へのプレゼンテーションの段階、さらに最終的には大統領による議会への予算要求の段階に至るまで、各段階において、予算と業績を統合するという一貫した方法を確立し始めた。この統合の一環として、農務省の計画策定、評価、予算に携わるスタッフは、農務省のプログラム・マネージャーや政策決定者らと密接に協力し合い、我々の戦略目的やプログラムの業績データに基づき予算の優先順位付けを行う。今後数年間にわたって、我々は引き続き業績情報を改善し、プログラム評価をもっと効果的に活用していく方針である。我々はまた、行政管理予算局(OMB)のプログラム評価格付け手法(Program Assessment Rating Tools ; PART)やその他のツールを活用

し、プログラム業績と行政運営の審査を行う。我々は、7 つの横断的な分野において、業績に関する共通した指標を確立するために OMB と協力しており、同じような目的を有するプログラムを選択して、比較することができるようにする。

我々のプランには、以下のことが含まれる。

- ・ 予算編成プロセスのあらゆる段階において、業績情報をレビューするための体系的な手法を提供する。
- ・ プログラムを体系的に評価し、それらの評価結果を予算決定プロセスに反映する。
- ・ 農務省の目的に合致した、予算ライン・アイテム・システム〔訳注：政府資金の計算・処理が材料費・輸送費・人件費といった各アイテムごとに行われる〕と原価計算システムを構築し、効果的な行政運営を促進する。

## 添付資料 A： プログラム評価

農務省は、この戦略計画の発展に際していくつかのツールを使用した。これらのツールには、以下のことが含まれている。

- ・ プログラム評価
- ・ 諮問委員会
- ・ 総括観察官室（OIG）、会計検査院（GAO）、その他の外部検査機関
- ・ 内部管理論および各種業績指標システム

下表は、これらのツールと農務省の戦略目的および行政運営イニシアティブの関連を明らかにしたものである。

| 戦略計画を策定するために使用されたプログラム評価 |                                         |                                                                            |                                                                         |                                             |
|--------------------------|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 目的                       | 評価・分析                                   | 簡単な説明                                                                      | 得られた効果                                                                  | 時期                                          |
| 目的<br>1<br>経済<br>機会      | 海外農業局(FAS)による輸出の支援・援助に対する準備としての地域的な市場評価 | 過去 18 か月間において、FAS の 5 つの地域市場チームが国際競争、潜在的輸出能力、貿易障壁、政府のプログラム財源申請について、評価を行った。 | FAS は、米国の輸出業者が輸出シェアを再び拡大することができるよう支援するため、地域別売上目標を設定した新しい市場別輸出支援戦略を完了した。 | 2000 年<br>か<br>ら<br>2002 年<br>7 月<br>ま<br>で |
|                          | 海外農業局(FAS)スタッフによる局全体の業績報告と検証のレビュー       | スタッフが政府業績成果法（GPRA）に対する報告責任を有する FAS の各部局をインタビューし、検証手順を評価し、局長に報告する。          | FAS が提供された情報を検証し、不一致を特定するとともに、より有意義な業績指標を開発することが可能になった。                 | 毎年                                          |
|                          | 総括観察官室(OIG)と会計検査院(GAO)による監査とレビュー        | 輸出信用保証プログラムを、年次 CCC 会計監査の一環として、レビューする。手続きと担保に関する評価を提供する。                   | FAS のスタッフが、検査やプログラムの手順をもっと効果的で費用効果の高いものとするために行うことのできる変更点について、議論する。      | 毎年                                          |
| 目的<br>3                  | ミッション分野の評価                              | 脆弱性、各種訓練、是正処置をレビューする。                                                      | 食品と農業システムに不可欠なインフラを保護する。                                                | 2004 年<br>9 月                               |

|            |                                                   |                                                                                                                                                          |                                                             |                   |
|------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------|
| 農業保護       | 動物衛生に関するセーフガードのレビュー                               | 全米州農業省協会によるレビュー。                                                                                                                                         | 動物の衛生問題を取り扱う行政機関のために、勧告によって、戦略ロードマップが設定された。                 | 2001 年 10 月       |
|            | 各行政機関からの報告                                        | 進捗状況をモニターし、成果を評価し、目的や達成目標が達成されるようにするため、各イニシアティブをレビューする。                                                                                                  | 内部的タスクフォース活動                                                | 不定期               |
| 目的 4 栄養と健康 | 米国世帯食料安全保障 2000 年版                                | 食料安全保障の普及、食品不安、および米国世帯の飢餓に関する統計的な報告（2000 年 9 月の最新人口調査の食品安全保障に関する補足に基づく）                                                                                  | 米国の子供たちや低所得者階級の間での飢餓の蔓延に対して、アウトカムの指標を定義づけ、目標値を設定するために用いられた。 | 2002 年 3 月（以後 毎年） |
|            | 食料援助研究会議                                          | 顧客、各分野の専門家、学会が、翌年度の競争的助成金や組合協約に必要な情報ニーズや課題を特定する。                                                                                                         | その年の競争的助成金プロセスのための主要な研究テーマが特定された。                           | 2002 年 5 月（以後 毎年） |
| 目的 5 天然資源  | RPA（森林と放牧地再生可能資源計画法）に基づく米国の天然資源の評価                | RPA の評価において用いられた各種指標を追跡調査する。                                                                                                                             | 優先的な配慮を求められる政策問題が特定された。                                     | 5 年毎              |
| 全目的に共通     | 研究・教育・経済関連諸機関(REE)の予算の適切性・妥当性のレビュー                | 法の定めに基づいて、毎年、米国研究教育普及経済諮問委員会は、REE 資金の適切性、優先順位、妥当性をレビューする。この委員会は、その後、レビュー結果を書面で大臣に答申する。                                                                   | 予算の決定に影響を与えた。                                               | 毎年                |
|            | プログラム評価格付け手法(PART)を用いた行政管理予算局(OMB)プログラム・パフォーマンス評価 | 電子融資プログラム、複数家族住宅プログラム、直接支払いプログラム、上水および排水施設補助金、原野森林地帯防火管理、農地保護プログラム、野生生物生息地保護奨励金プログラム、林野部資金改善・維持プログラム、作物保険プログラム、農業検疫検査、動物福祉、食料援助、食品の安全性、学校給食プログラムのレビューする。 | OMB レビューを、プログラムの有効性判定に有用な予算プロセスの一環として構築した。                  | 2002 年 秋          |
|            | 監査総監室(OIG)による監査                                   | 農務省の各種財務システム、5 つの独立した行政機関の財務諸表、農務省全体の連結財務諸表を監査する。                                                                                                        | 内部統制と財務システムを改善し、無限定監査意見を受け取った。                              | 不定期               |

農務省はまた、今後 5 年間に数多くの新しい評価を実施する。下表は、農務省の戦略目的や行政運営イニシアティブに関連する長期的な研究のいくつかを明らかにしている。

| 将来的なプログラム評価やその他の分析 |                                        |                                           |                                                                                                                                                   |                                     |
|--------------------|----------------------------------------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 目的                 | 評価／分析                                  | 一般的領域                                     | 手法論                                                                                                                                               | タイムテーブル                             |
| 目的<br>1<br>経済機会    | 連邦穀物保険公社 (FCIC) の製品ポートフォリオを分析する        | FCIC の提供するリスクマネジメント対応製品の包括的なレビュー。         | 保険数理士や保険引受専門家のチームが、現行、および、新たに提案されている作物保険商品と、新しい保険製品の可能性をレビューし、FCIC 経営委員会の製品戦略確立を支援する。                                                             | 評価の第一段階は、2003 年 5 月 15 日に完了する予定。    |
|                    | FCIC の保険約款、各種保険プラン、これらに関連した資料をレビューする。  | FCIC の保険約款、保険プラン、関連する資料に対する包括的な品質検査を実施する。 | 保険数理士や保険引受専門家のチームが、全体的なプログラムの品質を向上するために可能な方法を勧告するために、FCIC の法規、規制、プログラム関連資料をレビューする。                                                                | 第 1 回のレビューは、2003 年 3 月 31 日に完了する予定。 |
| 目的<br>2<br>農村の機会   | 如何なるプログラム評価も計画されていない。                  |                                           |                                                                                                                                                   |                                     |
| 目的<br>3<br>農業保護    | 農務省外部の各行政機関と、緊急事態に対する準備と迅速な対応について調整する。 | 国土安全保障を構成する現在の関係行政機関間の活動を説明する。            | 農務省管轄下のすべての適切な行政機関、独立の各行政機関、および、その他の省庁が管轄する行政機関の間で MOU (=覚書) を作成する。<br>ランドグラント単科大学・総合大学および普及を主体とする教育プログラムを利用して、疑わしい病気の事例を特定し、対応するための「トレーナー」を養成する。 | 2003 年 9 月                          |

|                  |                                                              |                                                                  |                                                                                                                  |                        |
|------------------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|                  | 科学やさまざまなアクション・プログラムを通じて、大統領の国土安全保障イニシアティブを支援する。              | 米国の食品システムに対する脅威を管理するための、統合されたデータベースを開発する。                        | 安全保障分析システムを完成する。このシステムは、他の連邦政府機関や州、地域および民間組織から寄せられるデータと各種の分析機能を統合することにより、米国の食品システムに対する脅威を管理するための意思決定支援システムを構築する。 | 2004 年 9 月             |
|                  | 獣医部に関する各州の緊急事態管理基準のレビュー                                      | 各州および準州の関連法規が、動物に対する緊急事態準備基準に適合しているかどうかを検証する。                    | これには 2 段階がある。第 1 段階は、連邦および各州の獣医による自己評価、第 2 段階は、地域の緊急事態管理者によるフォローアップ・レビュー。                                        | 2003 年 10 月            |
|                  | HACCP 評価                                                     | HACCP の最終判定結果の影響を評価する。                                           | 複数年のプロジェクト。さまざまな要素が対象となる。                                                                                        | 2002 年 10 月            |
|                  | 全米科学アカデミー(NAS)                                               | 牛挽肉の大腸菌 0-157:H7 に関する行政機関作成のリスクアセスメント案をレビューする。                   | ピアレビュー                                                                                                           | 2002 年 2 月に開始され、現在も進行中 |
|                  | 全米科学アカデミー(NAS)                                               | 食肉や鶏肉製品に関する規制やそれらの生産に対して、科学に基いて決定されている各種の基準、例えば、微生物基準、の役割を研究する。  | 包括的な調査                                                                                                           | 2003 年 3 月までに完了の予定     |
| 目的<br>4<br>栄養と健康 | 全米無料学校朝食試験的实施および研究                                           | 無料の学校朝食がすべての児童の学業成績、欠席率、遅刻率、行動、および理解力の発展に及ぼす影響について評価を行う。         | 学業成績に対する影響を比較・判断するため、朝食を無料で提供する学校と有料の学校のシステムについて、デモンストレーション・プロジェクトによる比較を行う。                                      | 2004 年度                |
| 目的<br>5<br>天然資源  | 湿地保全プログラム(WRP)、環境品質奨励プログラム、農地保護プログラム、および野生生物生息地保護奨励金プログラムの評価 | プログラムが議会の意図に合致しているかどうかの観点での有効性の確認と、プログラムの管理が効果的かつ効率的になされているかの確認。 | 監視・評価迅速対応のレビュー。                                                                                                  | 2003 年度                |

|             |                                                                             |                                                                                                          |                                                                                                                  |                                                         |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
|             | 2002 年農業法によって要求されている保全プログラムの改革と評価                                           | 農業生産者に対するサービスの重複をなくし、サービスの提供を合理化するとともに、サービスを向上するため、ランドリタイアメント（休耕）と営農地保全プログラムを調整する。                       | 2003 年までに決定。                                                                                                     | 2005 年 12 月までに議会に報告書を提出する予定                             |
|             | 保全に対する技術的支援プログラムの評価                                                         | 全米規模で評価を行う。                                                                                              | プログラム評価。                                                                                                         | 2003 年度                                                 |
|             | 1977 年の資源保全法によって要求されている全米保全アプレイザルおよびプログラム                                   | 非連邦政府所有地の土壌、水資源、これらに関連する資源の現状、状況、傾向をアプレイザル（評価）する。農務省の保全プログラムに対する代替手段の費用と便益を分析する。                         | NRI やその他の天然資源データベースの分析、所要のモデリング手法の開発、他の代替的なシナリオが経済や環境に及ぼす影響の予測。                                                  | アプレイザル（評価）の期限は 2005 年 12 月。議会に対するプログラムの期限は 2007 年 12 月。 |
|             | 2002 年農業法で要求されている資源保全開発プログラムの評価                                             | RC&D（資源保全開発）評議会と協議し、全国的な評価を行って、プログラムの有効性を判定し、勧告を作成する。                                                    | 2003 年までに実施される。                                                                                                  | 議会に対する報告は、2005 年 6 月までに提出される予定。                         |
| 目的 2 以外の全目的 | <b>研究プログラムのピアレビュー。</b><br>すべての農業研究局（ARS）の研究プログラムおよびプロジェクトの中核となる科学的能力の維持     | 農業研究局（ARS）が顧客およびステークホルダーから情報のインプットを得て、関連性を確立し、その後、アクションプランを策定する。外部のピアパネルが全米プログラム（NP）に組み込まれた各プロジェクトを評価する。 | ARS は、1998 年の農業研究・普及および教育改革法に対応するため、その品質管理プログラムを数年前改革した。科学的品質レビュー局（OSWR）が設立された。すべての研究は、品質を確保するため、将来を見越してレビューされた。 | 5 年ごと                                                   |
|             | <b>個々の科学者のピアレビュー</b><br>各科学者の作業を定期的にレビューすることにより、ARS の科学分野における労働力の中核となる能力の維持 | 高度な資格を持つピアパネルが、人事管理局（OPM）によって設定された基準との比較によって、定期的に、ARS 所属の各科学者の担当案件評価をレビューする。                             | 研究ポジション評価システム（RPES）が、OMB の研究グレード評価ガイド（RGEG）を適用して、研究ポジションのグレード・レベルを判定する。                                          | 3 年から 5 年ごと                                             |

|                           |                                |                                                                                                           |                                                                                                       |                      |
|---------------------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 目的<br>2<br>以外の<br>全<br>目的 | 米国学術研究会議 (NRC) : 農業における各種機会の研究 | 米国学術研究会議 (NRC) は、REE (研究教育普及) によって行われている研究のさまざまな側面を評価するため、多分野の専門家で構成された委員会を設立し、パブリック・フォーラムを主催し、小委員会を設立した。 | 米国学術研究会議は、議会により要求された「農業における機会」の調査研究を完了しつつある。NRC の理事会は、農務省所管の研究・教育・普及 (REE) ミッション分野で実施された研究の品質の評価を行った。 | 2002 年 12 月末までに完了の予定 |
|                           | 農業研究局 (ARS) の 2002 年農業法のレビュー   | 2002 年農業法は、農務長官によって任命された 8 名のメンバーからなるタスクフォースによる ARS のレビューを求めている。                                          | タスクフォースは、ARS のレビューを行い、「食品科学と農業科学の進歩に重要な学問分野に焦点を当てた国立研究所を 1 つ以上、設立することの利点を評価する」。                       | タスクフォースによって決定される     |
| 全<br>目的<br>に<br>共<br>通    | 行政管理局 (OMB) の PART             | 選択的なプログラムの行政運営や成果を評価するために PART の手法が適用される。                                                                 | 農務省と OMB のスタッフは、プログラム・マネジメントとパフォーマンスの評価に関わる一連の質問に答える。                                                 | 毎年                   |

## 添付資料B： クロスカットティング・プログラム

我々の業務はしばしば、それぞれの所管区域の境界を越えて横断的になされる。つまり、農務省の省内だけではなく、その他の連邦政府諸機関、さらには、各州・地域および民間のパートナーとも協働する。下表は、農務省がこの戦略計画の成果を達成することを可能にする主要なパートナーシップを記載している。この表では、その目的上、農務省のすべての部局が、すべての戦略目的と行政運営イニシアティブを支援するということを前提としていることをご了承頂きたい。

| クロスカットティング（管轄区域横断的）プログラム |                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的                       | 農務省の主要行政機関                                                                                                                                                              | 外部組織                                                                                                                                                                                           |
| 目的 1                     | 海外農業局 (FAS), 農務局 (FSA), 危機管理局 (RMA), 農業市場局 (AMS), 動植物衛生検査局 (APHIS), 穀物検査運搬貯蔵管理局 (GIPSA), 経済調査局 (ERS), 全米農業統計局 (NASS), 農村事業協同組合局 (RBS), 農業研究局 (ARS), 協同州研究教育普及局 (CSREES) | 米国通商代表部, 商務省, 国務省, 財務省, 合衆国輸出入銀行, 海外民間投資公社, 世界銀行, 国際通貨基金 (IMF), 各地域開発銀行, 各民間産業団体, 同組合, 各州農業部, エネルギー省, 米国航空宇宙局, 米国国際開発庁, 米国食品医薬品局, ランドグラント単科大学・総合大学, 民間倉庫業者, 民間金融業者, 協同組合マーケティング協会, 民間保険業者      |
| 目的 2                     | 農村開発局 (RD)                                                                                                                                                              | 民間金融業者および協同組合マーケティング協会                                                                                                                                                                         |
| 目的 3                     | 動植物衛生検査局 (APHIS)                                                                                                                                                        | 米国税関, 移民帰化局, 食品医薬品局, 米国動物健康協会, 全米植物審議会                                                                                                                                                         |
|                          | 食品安全検査局 (FSIS)                                                                                                                                                          | 疾病管理センター, 食品医薬品局, 各州政府, 食品安全教育パートナーシップ, 国際食品規格委員会                                                                                                                                              |
|                          | 経済調査局 (ERS), 農業研究局 (ARS), 州協同研究教育普及局 (CSREES), 全米農業統計局 (NASS)                                                                                                           | 調査機関, 大学, エネルギー省, 全米科学財団, 保健社会福祉省                                                                                                                                                              |
| 目的 4                     | 協同州研究教育普及局 (CSREES), 経済調査局 (ERS), 農業研究局 (ARS), 食料栄養部 (FNS), 栄養政策促進センター (CNPP)                                                                                           | 栄養支援プログラムの提供に関与している各州・準州・部族・地域の行政機関, 民間セクターの企業・団体, 民間非営利任意団体, 保険社会福祉省, 食事ガイドライン連合, 各種専門家団体, 健康と公共の利益に関する各種団体, 環境保護庁 (EPA), 国務省, 国連食料農業機構, 世界銀行, 各地域開発銀行, 民間任意団体, 各州農業省, 食品医薬品局, 各種学術機関, 各種研究機関 |
| 目的 5                     | 天然資源保全局 (NRCS), 林野部 (FS), 農務局 (FSA), 経済調査局 (ERS), 農業研究局 (ARS), 協同州研究教育普及局 (CSREES), 全米農業統計局 (NASS), 有害物質管理グループ (HMMG)                                                   | 各土壌保全管理事務所, 資源保全開発審議会, 各州行政機関, 各部族自治政府, 環境保護庁, 土地管理局, 開墾局, 連邦緊急事態管理局, 米国地質調査部, 海洋大気局, 魚類野生動物庁, 工兵隊, 国立公園局                                                                                      |

## 添付資料C： 戦略的コンサルテーション

我々は定期的に顧客、政策専門家、業界団体や消費者団体といった外部グループと、我々のプログラムの有効性について協議する。コンサルテーションの多くは、明示的にこの戦略計画のためであるとして行われたものではなかったものの、それらは戦略目的、達成目標、戦略、目標値に大きな影響を与えた。

| 戦略的コンサルテーション             |                  |                                                    |                                                                                                 |
|--------------------------|------------------|----------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的                       | 時期               | 誰が                                                 | 目的                                                                                              |
| 目的<br>1<br>経済<br>機会<br>会 | 毎年、半年ごとの二国間会議    | 諸外国の公式代表者                                          | 農業貿易問題を議論し、貿易障壁を軽減もしくは除去するため。                                                                   |
|                          | 月次の電話会議、四半期ごとの会議 | 動物・農業連合会、米国獣医学協会、米国動物健康協会、食品安全検査局(FSIS)、農業研究局(ARS) | 全米動物健康緊急事態管理システムの開発を指導する。                                                                       |
|                          | 進行中              | さまざまな穀類、家畜、食肉、鶏肉、バイオエネルギー、および、バイオ製品の貿易に従事する団体や協会   | 共通の関心事について議論し、米国の農業生産者のために、市場機会の拡大を図る。                                                          |
|                          | 毎年               | データ利用者のためのパブリック・フォーラム                              | 統計的および情動的プログラムについて起ころうとしている変化に関する最新情報を提供する。データ利用者からフィードバックを得る。                                  |
|                          |                  | 農業統計に関する諮問委員会                                      | 農務長官に対し、農業に関する統計調査や世論調査の対象範囲、時期、および、内容について助言する。農業に関する各種報告書の内容に関して勧告を行う。統計の主要な供給者や利用者が持つ見解を発表する。 |
|                          |                  | ランドグラント大学の農業経済者                                    | 行政運営、マーケティング、政策研究、教育および普及・アウトリーチを必要とするトピックスを特定する。                                               |
|                          |                  | 農務省農業展望フォーラム                                       | 顧客と国際農業市場の発展について議論し、情報を交換する。                                                                    |
|                          | 四半期ごと            | 農業政策諮問委員会(APAC)と農業技術諮問委員会(ATACs)                   | 米国の各種貿易交渉、貿易戦略および目的に関するアドバイスを提供する。                                                              |
|                          | 進行中              | 生産者と生産者団体                                          | 新たに提案された作物保険プログラムについて議論するとともに、既存のプログラムの評価について議論する。                                              |
|                          |                  | 作物保険業者                                             | 保険の運用やプランについて議論し、プログラムの改善を実施する。                                                                 |

|                     |                                 |                                                               |                                                                                          |
|---------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     |                                 | 大学のリスクマネジメント専門家<br>および経済学者                                    | 新たに提案された作物保険のツールやプログラムをレビュー、所用の研究や教育を行う。                                                 |
|                     |                                 | 各州政府、地方自治体、その他の<br>連邦政府機関                                     | リスクマネジメント・イニシアティブを調整<br>する。                                                              |
|                     |                                 | 生産者、生産者の団体や協会、民<br>間金融業者、ランドグラント単科<br>大学・総合大学                 | 各プログラムの提供やアウトリーチに関す<br>る情報を共有し、インプットを提供する。                                               |
| 目的<br>2<br>農村<br>機会 | 進行中                             | 全米住宅建設業者協会                                                    | 情報を共有する。                                                                                 |
|                     |                                 | 取得可能な農村住宅審議会                                                  |                                                                                          |
|                     |                                 | 全米政府保証付き金融業者協会                                                | 各プログラムの提供やアウトリーチに関す<br>る情報を共有し、インプットを提供する。                                               |
|                     |                                 | 全米開発団体協会                                                      |                                                                                          |
| 目的<br>3<br>農業<br>保護 | 2001 年 9<br>月 11 日<br>以降継続<br>中 | 国土安全保障省                                                       | 我々の国家を防衛するための戦略を策定す<br>る。                                                                |
|                     | 毎年                              | 全米野生生物局諮問委員会                                                  | 野生生物局に対して、人間と野生生物の間の<br>利害の対立に関連する問題を解決するに当<br>たり、提言を行う。                                 |
|                     | 四半期ご<br>と                       | 全米動物健康緊急事態管理運営委<br>員会                                         | 獣医局に対して、動物の健康に関連する緊急<br>事態に関連したプログラムの政策について、<br>提言を行う。                                   |
|                     | 年 3 回                           | 全米植物審議会                                                       | 植物保護検疫部に対して、植物の健康問題に<br>関連したプログラムの政策について、提言を<br>行う。                                      |
|                     | 定期的                             | 産業、公衆衛生に従事する職員、<br>学会、消費者、連邦および州職員、<br>その他の利害関係者などとの公開<br>討論会 | 行政機関が推進するイニシアティブや新た<br>に提案された諸規制に関する情報を伝達し、<br>提言を求める。                                   |
|                     | 進行中                             | 州政府・地方自治体、諸外国                                                 | 食品の安全検査や食品の安全の問題への取<br>組みが確実になされるようにする。                                                  |
|                     |                                 | 国際食品規格委員会および小委員<br>会                                          | 国際的な食品の安全を強化するための戦略<br>を策定する。                                                            |
|                     |                                 | 各種外部組織                                                        | 食品供給の安全性を一層高めるため、外部の<br>諸団体とのパートナーシップを数多く維持<br>し、幅広い分野のトピックスを取り上げる。                      |
|                     | 毎年                              | 全米州立大学・ランドグラント大<br>学協会                                        | 科学、情報、および、技術の発展と普及を促<br>進するために、大学の指導者らによる提言を<br>求める。                                     |
|                     |                                 | 農業集会に関する委員会                                                   | 協同州研究教育普及局(CSREES)に対し、農業<br>行政、教育、研究、普及、林業、国際プログ<br>ラム、人間科学、および、獣医学におけるリ<br>ーダーシップを発揮する。 |

|                  |                        |                                                                                                  |                                                                                                                                 |
|------------------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | 四半期ごと                  | 全米農業研究教育経済普及諮問委員会                                                                                | 農務省やそのパートナーとなっているランドグラント大学に対して、研究、普及、教育、および経済に関する政策や優先順位について、また、これらの政策や優先事項の有効性について、助言する。                                       |
| 目的<br>4<br>栄養と健康 | 1999 年 5 月 -6 月        | 食品ゆう h 栄養局 (FNS) 地域ステークホルダー・アウトリーチ集会：連邦政府、各州、および各地域のパートナーやその他の国内栄養支援プログラムに関心を持つ人々は誰でも参加することができる。 | 各種の栄養支援プログラムについて提案された戦略計画に対する国民の反応を探る。集会に出席できない人々からは、書面によるコメントを受け付けた。                                                           |
|                  | 1998 年 9 月 -2000 年 2 月 | 食事ガイドライン諮問委員会                                                                                    | 最新の科学的および医学的知識に照らして、「2000 年版 アメリカ人の食事ガイドライン」を見直す。所要の変更点を勧告する。                                                                   |
| 目的<br>5<br>天然資源  | 2002 年 4 月             | 保全に関する技術的支援のための第三者提供者としての役割を果たすことに関心を持つ農業者や牧場経営者、団体、または個人                                        | 第三者戦略の実施に関する提言を集めるために、各州において、リスニング・セッション（公聴会）を行う。またこの取組みを、サービスを受ける農業者や牧場経営者、また、サービスを提供する人々にとって、ユーザーフレンドリーなものにするにはどうすれば良いか、決定する。 |
|                  | 2002 年 4 月と 6 月        | 商品別グループ、環境団体、保全グループ                                                                              | 第三者提供者戦略を推進するための提言を得るため、全国的なリスニング・セッションを実施する。                                                                                   |
|                  | 2002 年 6 月             | 環境団体と保全グループの連合                                                                                   | 第三者提供者イニシアティブに対する継続的な提言を行う。                                                                                                     |
|                  | 2002 年 6 月             | 連邦政府機関、および農務省の中央と現場の職員                                                                           | 2002 年農業法に関連する CRP 政策と環境インデックス問題について議論する。                                                                                       |